

令和2年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和2年9月7日午前8時59分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 金田文子議員

(1) 新型コロナウイルス感染症及び熱中症に係る対策について

①PCR検査・養護施設を地域にも拡大を。

②高齢者の熱中症予防エアコン設置補助制度創設を。

(2) 設楽町のデジタル改革戦略について

(3) 幼児教育公費負担の政策の考え方について

2 田中邦利議員

(1) 第3波第4波を見据えた新型コロナ対策を

(2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の在り方について

3 原田直幸議員

(1) 汚水処理の現状と今後の方針について

4 七原剛議員

(1) 設楽町の業務継続計画（BCP）の策定状況について

- 5 加藤弘文議員
(1) 防災対策の強化について
- 6 高森陽一郎議員
(1) 緊急事態宣言と新しい生活様式のあり方について
(2) 警報発令と私達の生活行動の制限について

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 皆さん、おはようございます。本日伊藤武くんから病気療養検査のため欠席届が出ておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達していますので、令和2年第3回設楽町議会定例会（第2日）を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をいたします。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第11回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和2年第3回定例会第2日の運営について、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は議長より報告があります。

日程第2「一般質問」は本日6名の質問があります。受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。以上で報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年8月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議長 日程第2「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

はじめに、6番金田文子君の質問を許します。

6 金田(文) おはようございます。6番金田文子です。議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました3点について質問いたします。

新型コロナウイルス感染者数は、現在減少傾向にあるものの、いまだ収束の見通しは立たず、コロナとともに生きていくことを「新しい日常」として受け入れることを求められる社会になりました。

町民の皆様お一人、お一人や、関係機関の皆様の予防に対するご努力により、幸いにも設楽町では今のところ感染拡大は見られません。しかし、じわじわ高齢者への感染が広がっているという情報がマスコミを通じて届きます。

発表されている統計データによると、9月6日現在、愛知県内で4697例の発症を見、近隣の豊橋市では61例、豊川市では45例、新城市では7例を数えています。データでも確かに、最近の発症者における高齢者の割合は高くなっています。高齢者施設でクラスターが発生した事例もありました。高齢化率50%の本町では、感染リスクの高い方々が多く、全く油断ができない状況が続きます。

そこで、身近な地域、つまり町内でPCR検査を受けることができるように、そして療養施設もできるだけ近くに拡大するように求めます。

重症化しやすい高齢者においては、早期の診断、感染の封じ込めが重要です。そのため、PCR検査の拡大、そして軽・中等患者の療養施設の確保が必要と推察されます。とりわけ高齢世帯の住民においては、新城市まで出かけることもままならないのです。身近でPCR検査受検や療養施設入所ができることが望まれます。町内医療機関でのPCR受検はできないでしょうか。隔離が必要となった時、自宅療養が無理な方の入所施設を、せめて東三河管内に準備することはできないのでしょうか。

またこの夏は、生命に関わるような猛暑日は何日も続く異常気象でした。熱中症による死者が新型コロナ感染症由来の死者数を超えました。これまでは7年に一度くらいの頻度と言われた猛暑が、去年も今年もと続くようになりました。屋外よりも屋内で多発している熱中症予防にエアコンが有効と、エアコンの活用が呼びかけられました。高齢者世帯のエアコン設置に対する補助制度の創設を望みます。秋冬の内に制度設計して周知し、夏になってから手遅れ、慌てることのないようにありたいと考えますが、いかがですか。

次に、設楽町のデジタル改革戦略について質します。

感染症のリスク回避のために、リモート（遠隔）による働き方や学びを実現できる必要が急速に高まりました。官民間問わずデジタル改革が大きな課題となり、デジタルトランスフォーメーション（DX）の言葉は流行語のようになっています。設楽町の学校、行政機関、議会においてもデジタル端末の導入を予算化しています。オンラインによるサービスやコミュニケーションができる環境が整えられつつあります。当然、デバイス（装置）を整備することが目的ではありません。その装置を使ってどんな目的を達成するか、目指すところがはっきりしないと税金の無駄遣いとのおしりを免れないことになるでしょう。

設楽町のデジタル改革戦略を練る必要に迫られています。どのように戦略を立てていくのか。例えば、課題意識を持っている職員たちを中心にしたプロジェクトを組むといった、何か見通しを持っているのかお尋ねします。

最後に、幼児教育公費負担の政策の考え方についてお尋ねします。

国の「幼児教育無償化」政策により、設楽町においても3歳児から5歳児の保

育料公費負担の政策が始まりました。設楽町の幼児教育公費負担の根本的な考え方を問います。

今般の「幼児教育無償化」は、少子化の激しい日本において、国の、地域の未来を担う宝である子どもさんたちを大切に育てたい。その養育を担ってくれる若いファミリー世代を支援する政策だと理解しています。また、少子化の著しい地域においては、定住する若者世代を大事にする覚悟を具体的に現わしたものととらえられます。何でも無償化すればよいというものではありません。敢えて公費負担という言葉を使います。公費で子育て支援することは、自治体子ども・子育てを大事にするという方向性を明示するものです。

設楽町の施策は、3歳未満児の保育料徴収（非課税世帯を除く）、給食主食費の月額700円徴収であり、以前と比べれば手厚くなりました。しかし、近隣市町村との比較において、設楽町は養育者への支援が少ない自治体となっています。設楽町の公費負担の施策水準が他市町村より低いのは、どのような考え方によるものですか。お答え下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

町民課長 それではまずコロナの関係で、町内医療機関でのPCR受検、それから、療養施設の東三河での誘致、の関係についてお答えします。

町内医療機関でのPCR検査については、北設楽郡医師会で検討されています。内容としては、帰国者・接触者相談センター（新城保健所などですが）や、帰国者・接触者外来へ自ら行くことが困難な高齢者等について、保健所と相談のうえ、検体採取、保健所までの検体送致を行うというものです。

東三河管内への療養施設の誘致につきましては、東三河8市町村長により、愛知県知事へ要望活動が行われ、候補となる施設を提示できれば、愛知県により指定する旨回答を得られています。豊橋市長から連絡がありまして、東三河広域連合として、50床以上を有する施設を4か所候補とするよう現在作業中とのことであります。

次に、高齢者世帯のエアコン設置に対する補助制度の関係です。

熱中症については、高齢者だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅で過ごすことが多くなっている乳幼児や小中学生も熱中症のリスクが高くなっていますので、高齢者世帯だけに限って補助制度を創設するという考えは今のところありません。

まずは、熱中症対策として現況を把握することが大切です。このため、町内各地域における気象状況や各世帯の室内の状況の調査、さらには、居宅介護事業所、PTAなどへの家庭内における熱中症のリスクに関する聞き取り調査、町内医療機関における熱中症の症例の把握等が必要と考えます。内閣府の調査によりますと、「エアコンが嫌い」、「エアコンが苦手」という声も聞かれていますので、世帯へのニーズ等の調査も必要と考えます。

以上です。

総務課長 では、2番目の「デジタル改革戦略」について総務課からお答えいたします。

当町におけるデジタル改革が極めて重要であることは、強く認識をしています。コロナウイルス感染者の濃厚接触者になった場合には、検査が陰性であっても、職員は2週間自宅待機ということになります。こうした状況を避けるためにも、

- ① 各職員同士の感染リスクが低くなるような職場環境にすること
- ② 濃厚接触者となった場合でも、継続して仕事を遂行できる職場環境にすること

これら2点の観点から検討を進めていくべきと考えております。

感染リスクの低減については、必要な時には、7月補正予算でお認めいただいた業用端末を用いて、特産物振興センター、あるいはふれあい広場等に分散して業務を行うことも念頭に置き調整を進めてまいります。

仕事を継続して遂行できる職場環境につきましては、6月議会で答弁させていただいたテレワークの活用が効果的だと思いますけれども、検討を進めていく中で、非常に費用面の不安があることが判明してきております。

一方で、令和3年度は国も「骨太の方針」として、デジタル化に注力する発表を行っているとともに、つい先日には、総務省からテレワークに関するセキュリティ要件、こういったものの通知があったところであります。

今後は、国の動向を注視しながら、テレワークの環境整備について検討を進めてまいります。

ただし、こうした職場環境を実現するためには、役場の古い体制ともいえるハンコ文化、それから紙文化、これらから脱却する必要があります。そのためには電子決裁の導入も視野に入れながら、行政のデジタル化を進めなければなりません。

行政のデジタル化を実現するにあたり、総務課のみで遂行していくことは不可能であります。全ての課室を横断した検討委員会を立ち上げたいと考えております。各課室の実情を把握して、サテライトオフィス、テレワークなどに向いている業務、あるいは、どうしても本庁でないとできない業務、これらを洗い出して、現代の技術を活用した職場環境の構築に向けて検討していきたいと考えております。今後の国の動向も注視しながら、本町にとっての最も有用な手法を見つけてまいります。

本格的な職場環境の改善につきましては、少し時間が必要と考えておりますけれども、今回導入する予定の機器を活用することで、まずは、会議等におけるペーパーレス化が可能になると考えております。ペーパーレス化を進めて、サテライトオフィス、テレワークという働き方が可能な状況に近づけるよう前進を続けながら、今後の職場環境の有り様を検討していきたいと考えております。

行政のデジタル化を進めることで、感染症対策のみならず、職員の柔軟な働き方に対応するとともに、出張に係る移動時間の削減、デジタル化による経費節減

を推進して行きたいと考えています。

総務課からは以上です。

町民課長 それでは3点目の、保育園の公費負担の関係です。

保育料について、未満児も含めて無料化している自治体は、東三河北部圏域では豊根村だけです。1市2町は、国の制度を遵守しております。したがって、設楽町の保育料に関する考え方は、国の制度と同じものです。

議員が「公費負担の施策水準が他市町村より低い」と指摘されているのは、給食主食費がこれに該当するものと察しますが、これについては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、義務教育の学校給食や高齢者施設などの食事も自己負担となっていることなどを踏まえて、主食費のみ負担していただきたいという考え方によるものです。

以上です。

6 金田(文) コロナのPCR検査、あるいは療養施設の拡大につきましては、もう既に具体的な作業に入っていてくださるということをお聞きして、安心しました。一刻も早い実現がかなうように是非お願いいたします。遠いから検査に行かないというようなことで、あるいは子供たちに迷惑がかかるからというようなことで、自覚症状を訴えないで我慢してしまうというようなことが起こると、かえって感染拡大や重症化の元となってしまいますので、どうか、急ぎ、よろしくをお願いいたします。

エアコンについてですが、高齢者が、気温が暑すぎるとか、寒すぎるとかいう熱に関する感覚も、高齢になるにしたがい鈍くなってきます。どうしても、訴えないで我慢してしまう、我慢というか、感じない、そのままになってしまうというような、悲しい事例もよそではおこっていますので、もちろん、熱中症の危険は高齢者以外の子供さんや皆さんにあるわけですが、特に、そういう身体的な機能の衰えというようなこと、あるいは、昔からの、人に迷惑をかけないでおこうというような考え方の方が多という高齢者につきましては、至急現状把握をしていただきたいと思えます。もちろん、現況の把握は大事でありますし、人数の把握も大事でありますけれども、それぞれの人の実態に寄り添うような調査ができることを願います。例えば、既に私も、知人と、あるいはヘルパーをやっているような方のお話を伺ったところでも、ものすごく暑い部屋で寝ていると、そういうような実状がありますので、手遅れにならないようお願いしたいと思います。他の皆さんも我慢していらっしゃるんで高齢者も同じように、ということは、一見そうだなあ、とは思うのですが、他の方々も必要ならば、是非補助のことを考えていただきたいと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

私としては、実感として、周りの人々も見ている、高齢者が特に必要だなあと。重度の障害を持っていらっしゃる方もそうですが、自分では温度のこと敏感に感じられないような方々のところをすごく心配しておりますが、いかがでしょうか。

今後の、実態調査をしたその後のエアコンの補助についての考え方はありませ

んか、ということ再度お尋ねします。

それから、デジタル化のことですが、先ほど、費用面での不安があるっていうふうに聞こえたのですが、それで間違いなかったのでしょうか。もし、費用面、財政的な面での不安があるということがネックになっているのであれば、それを乗り越えるしかないのですが、その辺のどのような方策を考えていらっしゃるのか、壁を乗り越えるにはどういうふうにしていこうとしていらっしゃるのかということ、あらためてお聞きしたいと思います。

これからの時代は、コロナや災害への一時的な対策としてだけではなくて、労働人口が少なくなることを見据えた働き方改革としても、それから働く場所を選ばない、クラウドを活用したウィズコロナの情報基盤というか、デジタル基盤が必要になってしまったということは、もう間違いがないので、お金がかかってもやっていかななくてはならないのではないかと考えます。

例えば、町長さんがものすごく情熱を注いでこられたダムに関して、ダムの周りの観光戦略についても、それから、移住定住のほうでも力を入れていらっしゃる、移住してくる人々、ワーケーションって最近は言われていますが、働くように遊び、遊ぶように働く、2拠点とか3拠点の生活をしたりするような、そういうような若者たち、高齢者もですけども、増えていますので、どうしてもやらなければいけないことだという認識は共有できるのかどうか、お尋ねします。

現状ではどのような課題が具体的にあるのか、もう一度お聞きします。

私が印象に残ったのは、財政面のこと。それから、横串を刺したような、課・室をまたぐ連携、そここのところが重要だということの2点が御答弁の中で強く印象に残りましたけれども、そうすると、やっぱりそれぞれの課・室の方が、自分の業務を遂行するための技術的なことは一生懸命勉強されてやっていくと思うのですが、それだけではやはり、全町的な方向性が見えない、這い回ってしまう、それぞれは一生懸命やっているんだけど、じゃあ町としてはどういうふうにするんだ、というところが見えないということになってしまうので、全体をマネジメントするような人材とか部署が必要ではないかと思っておりますので、先ほどのようなプロジェクトについてのチームを作っていくのかというようなことを、もう一度詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、幼児教育の無償化についてはですね、無償化というと、ただならば何でもいいのかという考えではなくて、公費で負担していますよ、ということであらゆる支援のところで、皆さん利益を受ける方々にもわかるように伝えることが必要かなと思っています。

ヒアリングをした段階で、幾人かの職員の方が、ただにしちゃうと、「預けちゃえばいい」、「ただなら預けちゃえ」という考え方をする親が増えるという懸念を述べておられました。確かにそうかもしれません。でも、それはちょっと違う。親の教育とか、価値の持ち方が無償化を阻むもの、というのでは、ちょっと違和感を感じます。そういうことがあるならば、何か教育的なこと、そういったこと

の別のアプローチをしなければならないのではないかなと思っていますが、そういう点はどうなんでしょうか。親の教育についての別のアプローチということはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

以上です、お願いします。

町民課長 エアコンの関係です。現状把握した後、どのように、というお話だったのですが、今でも、真っ暗な部屋に閉じこもっているような高齢者の方の話とか、いろいろケアマネさんを通じて聞きます。それは、定期的ではないのですが生活支援体制整備事業とかやっている中で、ケアマネさんの話が必要だと思ったときには、設楽町の高齢者の方に関係するケアマネさんを全部集めて会議をやっています。そういう中で、そういった本当に生活に困っているような状況の高齢者の方を洗い出すというような作業は逐次やっております。

今回例えば、エアコンを公平に設置しようとする、例えばの話ですよ、全世帯につき10万円の補助をするとすると、特別臨時給付金と同じように、4億6千万円くらいかかってしまうんですね。では、その財源をどこからですか、というのもあるし、先ほどもお答えしているように、実際に必要な方を把握するのはとても難しいと思うんですね。だから、ヘルパーさんやケアマネさんが入っている要介護とか要支援がついた方ならばいいのですが、そうではなくて、その手前、フレイルみたいな感じの方々をどうやって把握するかということもあるので、とても1年やそこらで町民のそういった状態を把握するのは無理だと思っています。その中で、先ほども言ったように医療機関の先生方とか、保健センターとか、社協さんとかとお話をする中で、本当に必要な人というのは、そういうふうに洗い出していきたいと思っていて、その場合に、じゃあどういうふうに補助するのかということがあって、先ほども言ったように、子供さんたちもあるだろうし、例えば所得が少ない家庭の問題もあると思いますので、そういうことも全部踏まえた上でやらないと、本当に投資する意味がないと思いますので、まずはそういった状況をきっちり把握したいと思っています。その上でどういう補助制度がいいのかという制度設計をしないと、それこそ先ほど言われているように無駄な投資になってしまいますので、そういう考えでおります。

総務課長 総務課から、テレワークの費用面で、という話をさせていただきます。

まず、テレワークとサテライトオフィス、サテライトオフィスとして使えると今想定しているのが、支所もそうなのですけれども、特産物振興センター、ふれあい広場、こちらでテレワークをすることは、それほどの費用はかかりません。今、実際に町の回線が通っておりますので、活用は可能です。

費用面で心配があるよ、と言ったのはテレワーク。仮に自宅でやろうとしたときに自宅でセキュリティーを確保する、これをやろうと思うと役場と自宅で1対1の回線になるようなシステムを組む必要がでてきます。そうすると、それは、まだしっかりいくらかというわけではないのですけれども、費用が比較的かかると。そういう意味で、そのように申し上げさせていただきました。

ただ1個動きがありまして、役場と地方公共団体が使っている LGWAN という専用回線があるのですけれども、それをうまく使う方法を、今、国のほうでも案を出しておりまして、それを活用すると、比較的最初に申し上げた方法よりも安価にできるということで、そういった動きも今出てきております。ですので、今後の国の動きを注視しながら検討を進めると申し上げたのはそういう意味であります。

とにかく、役場の事務ということもありますので、セキュリティを確保した状況でそういったことを検討していくということになっております。で、検討していく中身ですが、各課で業務も種類がいろいろ違っておりますので、それができる業務とできない業務、いろいろあります。その辺を整備をしながら、どの業務ができるのか、できるのであれば、どういうスタイルで持っていくのか、というのを横断的に検討しながら進めていく必要があると。そのこのまとめについては、総務課のほうに情報の係りがおりますので、そちらのほうで全体のとりまとめを進めていきたいと考えております。以上です。

町民課長 幼児教育の公費負担の関係です。議員のほうから、単純に保育料だとか給食費だけの公費負担じゃないよ、というお話をいただきまして、親の教育も含めたというお話です。

今回コロナの関係で、保育園のほうも登園自粛というのをお願いして、ご家庭で面倒がみられる所については当面登園するのを自粛してくださいという要請を出しました。そういったことで、お母さんとか、お父さんとか、仕事を休まれたりだとか、おじいちゃん、おばあちゃんが面倒をみたりというところもたくさんあったと思います。ですので、そういったことへの、なにがしら手を差し伸べるだとか、あと、先ほども指摘がありましたけれども、お父さん、お母さんの教育のほうにも、なにがしら公費負担をという話だったので、例えば何か研修会じゃないんですけれども、そんな大げさなものじゃなくてもいいので、何かそういう集まりを催すだとか、そういったことで子供さんたちの教育・保育の方にも少し何か負担ができたなら今思ったところでありまして、今後の課題として、そういった面の公費負担も少し考えて行きたいと思っております。いわゆるソフト事業です。

6 金田(文) いつも、住民のため、住民に寄り添うというような考え方でしていただいて、ありがたいことだと思います。とにかく、一生懸命やっていたので、それを1日も早く進めるということで、是非お願いしたいと思います。

最後に1点、デジタル変革のことについてですが、現状は総務課長がおっしゃるような内容で仕方がないというか、スタート時点ですので、仕方がないと思います。先ほどおっしゃったような自治体の三層分離、住基ネットや LGWAN やインターネットのそういったことも、最近、国も見なおしてきたということですので、今はスタート時点なので、いたし方ないと思うのですが、今の課題を聞いていると、行政機関の業務に係わる事だけに今のところ絞られているので、町のデジタ

ル変革をどういうふうにしていくか、何のためにしていくかというところについてが、住民の立場としてはよくわからないというのが正直なところだと思いますので、是非、全体的な戦略、例えば移住、仕事を持ってきてくれる人たちを増やすだとか、町長がいつもおっしゃるダム観光にどのように活かしていくのかとか、そういう横串をさした全体のマネジメントが、計画が、一気に誰かに、コンサル業者に、どこにでもあるようなものを作ってもら必要はありません。自分たちの問題について、じっくりじっくり作って方向を定めて。そうすると、どの課の方も、職員の方も自分の業務との関連において、どんなふうに住民の皆さんの幸せにつながるのか、あるいは、ここの自治体の持続化、継続化につながるのかということとも考え合わせながら、いろいろなことを勉強していただきたいと思いますので、そこのところをあらためて、全体のマネジメント。先ほど、関係職員の方々に会議をしてくださるということ、それは今までもきっと課長会議等で検討してくださっていると思うのですが、いろいろ実践しているところを調べてみると、やっぱりみんな素人なんですよね。議会でも変革しているところもあるし、自治体でも変革しているところもあるのですが、みんなその自治体やその議会は全員素人。だから、素人ばかりが寄せ集まってどうする、どうする、と言っているもうまく進まないの、最初の段階だけは非常に詳しい方、寄り添って町づくり、あるいは自治体業務のことに非常に詳しい方を探して、そういう方に寄り添っていただくような仕組みをどこも作っています。ですので、そういう意味での総合的な戦略を是非練っていただきたいと思います。

この点についてももう一度、町長さんなり、総務課長さんなり、副町長さんなり、御答弁をお願いいたします。

総務課長 まず、住民からわかりにくい、という話ですけれども、まず、私、最初の答弁で説明しましたけれども、ハンコ文化、それから紙文化、これをまずは減らしていく、改善していく、ということが必要じゃないかなと思っております。で、その先にテレワークなり、なんなりがくっついてくる、というようなイメージでおります。で、今お話したのはいずれも行政の内部的な仕事になります。ですので、それはそれで進めていく。

もう一つは、5Gですとか、周りの環境がどんどん変わっていきますので、それに応じた形で必要なときに必要な検討、部署も必要な部署になっていこうかと思っておりますけれども、移住ですとか観光面でいうと、また別の部署にからんできません。そういった動きの中で、メンバーとしては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

6 金田(文) おっしゃるとおりだと思います。時期が来たらとか、いろんなことをやっている、今までの役所文化のスピードというか、サイクルではとても世の中に追いついていけない、格差が広がるばかりになってしまいますので、ここはなんとか踏ん張って、頑張ってくださいと思います。

特に技術面については、各部署の方が勉強されると思うのですが、いろんな、コンサル業者というのですか、そんなことを教えてくれる、こういう世の中になったので、クラウドの世の中、デジタル文化の世の中になったので、それにみんな注目して、お金儲けする人たちがいっぱい出てきます。なので、1個1個そういうところに外注していると、お金ばかり出て行って、自分のところに全くノウハウを蓄積ができないということになりますので、是非、令和3年度の人事をするときに、1人くらいはプロパーを。例えば今総務課でいろいろ勉強していて、話し合いをしてもすぐ理解していただける職員の方などは、非常にたくさん仕事を持ってまして、最新のいろいろな事を調べる、それにエネルギーを注ぐ時間が実際問題とれそうもないような感じですので、是非今までの古い文化、古いIT環境が足かせになって、リモート化への移行が苦戦しているという自治体にならないように、是非1人くらいはプロパーの専門的な職員を置くこと、それから導いてくれるような良い所を見つけること、そういったことをしていただいて、観光戦略にしても、行政の事務についても、移住定住の戦略についても、うまくからめて考えられるような部署を作っていただくといいんじゃないかなと思うのですが、町長さんいかがでしょうか。

町長 それでは、私からもお答えします。今のデジタル化の対応についてですが、個々の具体的な業務上、例えば、役場の業務を進めていく上でのデジタル化ですとか、いろいろそういう新しい分野というか、これからの時代に即応して対応していけるような、そういったシステムに力を注いでいく、また、考え方も発想も、新たな発想をもって対応していくことが必要なときに来ていると思っております。

その中の具体的なことを今総務課長が申し上げたように、いろいろ課題があります。全てを1、2の3で理想というか、みんなが思っておるような状況に作り上げていければベストなのですが、そこへ到達していくためにも、1つずつできることと、必要なもの、優先度を考えながら進めていく。その中に今御質問していただいているように、町の中のスタッフ、プロジェクトチームを組んだり、専門的な知識を高める人たちも、リーダー的な存在、そういった人の組織化も図る必要があるというふうに御指摘をいただいておりますので、今後そうした課題に取り組むべき、必要に応じて、そうしたことも踏まえて今後考えていく、そういった必要があろうかと思っております。

それと、ちょっと話は逸れますけれども、デジタル化を進めるということは、我々今御承知のように、北設情報ネットワークというのが、いわゆる光ファイバーシステム、そういったものを運営してきておるわけですが、いずれにしても、容量の不足ですとか、そういった、これから将来に向けて、対応していくための施設改善も一方では図っていく必要があります。それには御承知のように多額のお金がかかる。既に今の施設自体も老朽化が進んできているということで、そういったものの改善を整えていく、そういったことも必要になってきます。そ

うということも総合的に考えて、財政的なことも含めて今申し上げたような課題に取り組んでいく必要があると思います。

そして、高齢者が、熱中症にかかるような危険な状態があるから、そういったことを考慮した施設で、エアコンの補助金を考えて、という話ですけれども、やはり、今、課長が申し上げたように、高齢者だけに整えて、全て今の状況の中で安心ができる体制を整えることも必要だと思いますけれども、それに向けてもやはり、対応するための状況、またニーズ、そして実態というものもこれから把握しながら、集中的に補助制度を作るのであれば、それも考えなければいけないことかなと思いますけれども、まずはそういったところを判断できるような状況を作り上げ、そしてその上にたってこれからもそれに対応していく必要があれば、対応していく、そういうふうに考えます。

それから保育料ですが、他の自治体と比べて設楽町は優しくないというか、高いぞ、という御指摘をされましたけれども、これは、社会通念上必要であれば当然、他の市・町がやっているからうちが遅れているんだとかそういう判断ではなくて、必要があることについて、それに応じてやるべきことはやっていく。しかし、これはやはり、子供、例えば、保育料の削減、給食費の削減、そういったところも考えたときには、必要がある部分については、やはりご父兄の皆さん方にもそのことの理解をしていただくということが必要かなと思います。そういったことを踏まえる中で、こうした公共料金についても考えていく必要があるかなというふうに思います。

6 金田(文) ありがとうございます。保育料のこと、給食費のことについては、トータルで考えていただければいいのですが、うちがよそよりも安くなければいけないということを申し上げているのではなくて、うちの町が子供・子育て支援に力を入れているということとはちょっと違うのかなという、先ほど例が出ました豊根村さんでは、国が言うよりもずっと先から、もう、子供たちを村に残さなくてはいけない、育てなくてはいけないということで早くから取り組んでおられますので、子育て支援に力入れます、というのはよくわかるわけです。そういう、設楽町の姿勢、根本的なスタンスについて、どうなのかなと。「あら」と思うところがありましたので伺いました。今後また、私どもにもわかるように、あるいは保護者の皆さんにもよくわかるようにお知らせいただければありがたいと思います。

デジタル化のこと、それからエアコンのことにつきましては、詳細な設計についてはご専門の皆さん、プロの職員の皆さんがしていただければいいと思いますので、是非是非前向きに取り組んで、格差の下の方、取り残されている自治体にならないように、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 今回私の質問につきましては、国政に及ぶような話も入りますので、議員諸兄の皆さんには国会議員になったつもりで、そして町長は総理大臣になったつもりで、課長さんには、外務大臣や総務大臣や厚労大臣になったつもりでお答えしていただく面もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

1、「第3波4波を見据えた新型コロナ対策を」について質問をさせていただきます。

コロナ感染の拡大は、先ほども同僚議員が申されましたように、山場を越えたように見えますが、いまだ第2波は終息したわけではなく、愛知県は独自に緊急事態宣言を出し、解除されましたが、依然、油断できない状況にあります。長引くコロナ禍と自粛の中で、4～6月期のGDPは3割近くも落ち込み、戦後最大のマイナスになりました。コロナの影響による解雇や雇い止めも8月下旬で4万8千人、休業者数は230万人を超えたと聞きます。経済の落ち込みは全国的にも地方でも深刻であり、当町においても、町民の収入は減り、業者は休業や来客減で苦境にあえいでいるといえます。

有効なワクチンの普及などはまだ先の話であり、感染防止に決め手を欠く中、コロナ感染拡大の終息は2、3年の長期にわたるとの観測もあり、感染予防と経済活動の両立を図りながら第3波、4波にそなえなければならないという宿命が我々にはあります。

そこで、今後のコロナ対策として重要な点と思われることについてお聞きするものです。

(1) PCR検査数の抜本的な拡大が必要ではないか

感染予防と経済活動を両立させるには、無症状者も含めて「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護することが重要です。そのために、PCR検査の抜本的な拡大が必要と考えます。5月時点の18道県知事緊急提言でも「検査を大規模に行い、先手を打って感染拡大を防止する」と提言されていました。町長の認識を伺うものであります。

これまでのコロナ感染拡大に対する検査方針は、クラスター対策として、感染が集団発生した場所からたどる、いわば「点と線」の対策でした。無症状の感染者の把握も、感染経路をたどる範囲内でしか行われてきませんでした。

これを面でとらえ、無症状者も含めて隔離・保護する必要があります。そうしないと、無症状感染者が感染リンクをつなぎ、感染がくすぶり続け、大流行につながります。よって、PCR検査の抜本的な拡大が必要なわけです。

PCR検査については、特に、医療・介護・障害福祉の機能を維持・確保していくために重要な関係者—医療従事者、介護従事者及び介護・福祉施設利用者などではありますが、について、症状の有無にかかわらず、優先的に検査が行われるよう、国県に求めたいが、見解はどうでしょう。

また、妊婦のPCR検査については、症状がない場合でも希望に応じて検査が

できるように、関係機関に働きかける考えはないか。

そして、感染症法に基づく行政検査は全額公費負担であります。保険適用による検査は6千円ちかくの費用がかかります。3割負担ですね。検査費用に補助する考えはないか、伺います。

(2) コロナ禍による失業・収入減の町民に住民税減免を

すでに、新型コロナウイルスの影響により 事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少している場合、事業者には町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料などの徴収猶予の特例が施行されています。また、固定資産税をゼロまたは2分の1に軽減する制度も創設されました。しかし、20%以上減少した場合の徴収猶予はあくまで徴収猶予であり、1年後には支払わなければならない時がやってきます。1年後、収入が戻る、その保証はあるのでしょうか。

一方、新型コロナによる雇用すなわち収入への影響は、国民の3千万人以上に及んでいるといわれます。そこで、新型コロナウイルスのウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少している人へ、減少の程度によって住民税を軽減または免除とする施策をとっている自治体が輩出しています。

当町においては、失業等において、総所得125万円以下—配偶者や扶養者がいる場合はこれに加算をされますが、の人が、合計所得が前年に比して2分の1以下になるという条件で、所得割額の2分の1の減免することになっていますが、コロナ禍による失業や収入減が出ている中ではもっと対象の上限額を引き上げることが必要ではないでしょうか。減免制度拡充についてお考えをお聞きます。

(3) 業者等への「協力金」「応援金」の継続の検討を

事業者に対して、「感染拡大防止に協力」「不特定の人との感染リスクを負いながら営業していることに応援」ということで、協力金や応援金を出してきました。

「新しい生活様式」を実現するためには、それに見合う損失補償がこれからも必要であります。従って、1回限りでなくこれからも給付することが求められているのではないのでしょうか。業者等への「協力金」「応援金」の継続について、いかに考えているか、お尋ねをします。

(4) 不要不急の事業の見直しで、新型コロナウイルス感染症対策のための財源確保を

国の臨時交付金の有効な活用や、基金の活用、そして、各種事業の中で不要不急の事業を見直し、コロナ感染対策のために財源を確保する必要があります。自治体によっては、コロナ対策で基金が枯渇したところもあるようですが、町民の命と営業を守るためにも基金も聖域にしてはならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

2、であります。次に、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の在り方について」お聞きます。

東南海地震や、異常気象による豪雨によって、大規模災害がおきる危険が高ま

っています。昨今の豪雨災害をはじめとする大規模災害は、大勢の人にとって避難所への避難が現実味をもってとらえられるようになってきたと思います。そうした中、避難所のあり方にいくつもの課題が浮上してきました。大災害がおきた場合、避難所を開設することになりますが、一方でコロナ感染が拡大するなかでは、感染を心配して、避難所への避難を躊躇したり避けたりする傾向も出てきます。したがって、避難所での感染対策に万全を期さなければなりません。「密閉・密集・密接」のいわゆる「3つの密」を徹底的に避けるなど、避難所開設にあたってコロナ感染症対策に取組み、安心できる避難所にするのが重要となっています。

同時に、「避難所の生活環境については、国際的な難民支援基準を下回る（内閣府ガイドライン）」との指摘があるように、「密閉の体育館に雑魚寝、冷めたおにぎり」の現状を改善する必要がある一方であると思っております。

そこで、

(1)一人当たりの避難スペースの拡大を

避難所での3密状態を避けるためには、避難者同士が一定の距離を保つことができるよう、一人当たりの避難専有面積の基準を拡大する必要があると思っております。設楽町地域防災計画では、一人当たりの必要占有面積を、発災直後の一時避難段階で1平方メートル、緊急対応初期の段階で2平方メートル、避難所生活が長期化した段階3平方メートルとしています。しかし、いま、ソーシャルディスタンスは2mといわれていますから、それを可能にするには2×2で4平方メートルが必要になってきます。指定避難所運営マニュアルの改定にあたって、現行面積からソーシャルディスタンスがとれる4平方メートルへと変更するよう求めますがどうでしょうか。

そして、そのようにした場合、避難所施設数を増やす必要性が出てきますが、現在、町内の指定避難所は35か所、収容人員は1,360人を想定していますが、この点についての見直し、すなわち施設数を増やすことについてはどう考えますか。

また、高齢者や妊産婦等については、避難所の専用スペースや別室を用意すべきだと多方面から指摘されていますが、そのようなスペースを確保する用意はあるか、お尋ねをします。

(2)避難所の生活環境の改善について

劣悪な環境のもとでの避難生活は、災害による直接死だけではなく、関連死を増大させることとなります。東日本大震災では、直接死1万8千人に対し、関連死は3,700人で17%の割合になりました。そして、関連死の50%が避難所生活における肉体的、精神的な疲労によるものとされています。避難所の環境の改善は、もはや一歩もゆずれない課題です。

避難生活者のプライバシーを考えた間仕切りパーテンションの導入が積極的にすすめられていると思っておりますが、どこまでいっているか進捗状況を開示してく

ださい。

健康維持の面では、足を延ばして横になることができたり、硬い床を解消できるようにするため、段ボールベッドや簡易タタミを避難所に備蓄する考えはありますか。

また、飲食店などと協定を結び、災害時に温かい食事を提供できるように、いまから関係者と協議を進めていく考えはありますか、お尋ねします。

(3) よりよい衛生環境のためのサポーター制度を

コロナはもとより、避難所での集団生活は感染症が流行しやすいです。そこで適切な対策を行える知識を持ったサポーターを育成しておいて、避難所での健康管理や衛生管理に当たってもらう仕組みを作ったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

(4) 避難所運営マニュアルの作成の見通しとその内容は

避難所運営の具体的な対応策、十分なスペースを確保することや、避難所のレイアウトを策定することや、物資・資材等の準備状況及び必要数の把握をすることなどをとりまとめた「避難所運営マニュアル」の作成を進めていると思いますが、どこまで進んでいますか。また、どのような内容になるか、簡単で結構ですので説明を求めます。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

町民課長 それでは1点目のPCR検査の関係です。3点ほどあったかと思うのですが、まず、「医療従事者、介護従事者及び介護・福祉施設利用者などについては、症状の有無にかかわらず、優先的にPCR検査が行われるよう、国に求めたいが、見解はどうか。」というお尋ねがありました。

現在、一般的に行われているPCR検査は、保健所や医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして、検査が必要と判断した場合、感染症法に基づいて、帰国者・接触者外来で行政検査(無料)で実施されております。

症状が無く任意で検査を受ける場合は、感染症法でいう主旨・目的とは異なるものになりますので、帰国者・接触者外来での受検はできません。民間の医療機関において、実費で受検することもできますが、検体は民間の検査会社において検査される等理由によって、費用はおよそ2万円から4万円ほどかかりますし、保健所に問い合わせたところ、東三河医療圏には該当する医療機関はありません。

国内大学の研究によりますと、PCR検査数を4倍にした場合、8日間で新規患者を10分の1にできるという報告もありますので、さらなる検査体制の強化・拡充は必要と考えます。

次に、「妊婦については、症状が無い場合でも希望に応じてPCR検査ができるように、関係機関に働きかける考えはないか。」というお尋ねがありました。

既に厚生労働省のほうから、妊婦の不安解消のための希望による検査体制の整備について、国の第2次補正予算の補助制度も含めた通知が出ています。この場合、妊婦健診などの行政健診の一環として行うものとは別途のものになります。

現在、愛知県の母子保健事業の中で検討されておりますが、既存の帰国者・接触者外来に妊婦専用の時間帯やブースを設けるほか、検査エリアへの動線にも配慮しなければならないこと、または、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置することなど、感染リスクを避けるための環境整備が新たに必要となること、また厚生労働省の要綱では、感染した妊婦に対する支援体制等を構築している必要もあることから、制度実施には至っていない状況です。今後も保健所等と密に連絡を取るなど、その動向を見極めたいと思います。

次に、「検査費用に補助する考えはないか。」というお尋ねがありました。

先ほどお話ししましたように、現在、県による事業化には至っておりませんので、費用負担の助成をしたくても、現実にはできない状況にあります。県による事業が開始されれば、国の制度に基づく公費負担が可能となりますので、例えば、国、県の補助残がある場合は、町の負担措置を検討したいと思います。

厚生労働省のQ&Aによる助成に係る検査費用の目安ですけれども、検体輸送代 4,500 円を含んで、PCR検査費用が 18,000 円、結果判断料 1,500 円、その他費用を入れ、概ね 20,000 円程度となっております。

最後に、去る 8 月 28 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が決定され、この内容が田中議員ご質問への回答にもなりますので、ここで申し上げたいと思います。

その内容は、6 点ほどありまして、

①地域の医療機関で抗原簡易キットによる検査を大幅に拡充するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器の整備を促進する。

②感染者が多数発生している地域においては、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査の実施を行う。

③現に感染が発生した施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能となるよう都道府県に対して、積極的な検査の実施を要請する。

④一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合には国が支援する仕組みを設ける。

⑤社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査ニーズに対応できる環境を整備する。

⑥発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関等で受診、検査を受けられる体制を整備する。

これは、後になって、インフルエンザと同じように検査できる態勢を整備するということが報道されておりました。

このように、我々が不安に思っ、国等をお願いしたい内容が、この取組には網羅されておりますので、制度化の状況や県の対応状況の把握に努め、早期実施につなげたいと思っております。

以上です。

財政課長 続きまして、質問の 2 番目、「コロナ禍による失業・収入減の町民に住民

税減税を」ということについてお答えしたいと思います。

コロナウィルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の一環として、現行の猶予制度とは別に、令和2年2月から納期限までの一定期間、1か月以上となりますけれども、コロナウィルス感染症等の影響による収入の相当な減少、具体的には前年同期比20%以上の減少の事実があれば、納税者からの申請に基づき、一時に納付が困難な額を限度として、納付を1年間まで猶予する制度が設けられ、町としても直ちにホームページで納税者の皆さんに周知しました。そのほか、令和3年度から固定資産税の減免制度というのも制度化されております。

納税の猶予の申請の件ですけれども、その後5月、6月に各1人、金額にして総額約60万円の猶予申請がありましたが、7月・8月は申請がありませんでした。

こうした状況の中、ご質問の減免制度の上限額を引き上げ、対象者を増やすように求めるという趣旨のご質問ですが、確かに今回の徴収猶予制度では、最大でも1年間の猶予期間しかなく、収入が戻る保証もない中で、いずれお支払をいただくこととなりますが、引き続き納税が困難ということになれば、更なる猶予、又は分納等の方法に切り替えて対応したいと考えております。ただし、猶予ではなく減免ということになりますと、現行の税条例や税条例施行規則を適用することが考えられますが、ここには具体的にコロナの影響というものは含まれていませんので、国の制度化等の状況に合わせ検討、実施していきたいと思っております。

特に、公平や公正面のことを考えると、直ちに収入がなくなったという証明をするのに、どういったものかという、安易な減免制度というのはいかかなものかという一抹の不安はあります。

ご質問のご趣旨は、直ちにでも、国や他の自治体に後れを取ることのないように減免を行ってはどうかということだと思いますけれども、現在の申請状況から考えると、現段階では、コロナの影響による収入減は一部の業種に及んでいることが考えられる、それから収入減の影響が数値となって現れるのは、来年の確定申告が終わってからということになると思っておりますので、その実態がある程度判明した時点で必要な対策を行いたいと考えます。いずれにしましても、今までに経験のないコロナの影響を少しでも緩和するため、制度面での情報収集に努めるとともに、今後の状況を的確に把握し、適切な時期に必要な対応を行っていきいたいと考えております。

産業課長 3の、「第3波・4波を見据えて新型コロナ対策を」についてお答えをいたします。

これまで、事業者支援では、「協力金」「応援金」「持続化給付金の上乗せ支援」等を行ってきました。まだまだ、コロナウィルス感染症は終息するには時間がかかり、事業者の皆様にもご負担がかかると考えております。議員の言われますとおり、今後も3波・4波の情勢を見ながら、支援を行っていきいたいと考えております。

財政課長 4番目の、「不要不急の事業の見直しで、新型コロナウイルス感染症対策のための財源確保を」という点についてお答えしたいと思います。

今回のコロナ対策において、国の臨時交付金については、1次及び2次の合計で、273,477千円の内示額となっており、9月補正分までで240,377千円を予算化し、今月末までに国に申請する予定となっています。残り33,100千円は、今後の財源として確保されており、年末に見込まれる3次分も金額は未定ですが追加される予定となっています。この臨時交付金は、他の補助金等に比べれば、町の裁量でかなり自由に活用できますが、コロナ対策事業が対象となっていますので、補助金の対象とか、交付金の対象とならない事業のための財源確保は必要と考えております。

財政調整基金は、災害ともいえるべきコロナ対策のためにも使用できるよう積み立てたものですので、町民の命と生活を守るために積極的に活用していきたいと考えていますが、現時点では臨時交付金により財源は確保されていることから、直ちに基金を取り崩すことは考えていません。

ちなみに、現在までのコロナ対策事業、今後必要な事業の実施にあたり、財源不足により事業実施を見送ったものや、予算化を断念したものはありません。

なお、毎年度のことですけれども、当初予算編成に際しては、緊急度や優先度を加味した査定を行っておりますので、原則として不要不急な事業というものは無いという認識ですが、コロナ感染症対策として3密などを避けるために、今年度は消防操法大会、平和祈念式典、町民ソフトボール大会や、よその関係になりますけれども、WRC世界ラリー選手権大会などの事業は中止となりましたので、その財源は基本的に残ることとなります。

コロナ感染症の収束に目途が立っていない現状では、今後の対策に係る経費の必要額を推測することが難しい状況ですけれども、中止となった事業分、今後の事業見直し等により生じた財源は、コロナ対策のために優先的に確保していくこととし、議員始め町民の皆さんに不安や心配を与えないよう対応していきたいと考えております。

以上です。

総務課長 総務課から、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の在り方について」の質問にお答えさせていただきます。

(1)避難所での一人当たりの避難スペースは3平方メートル、緊急時は別ですけれども、を基準にしております。愛知県が本年7月に示しました「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」では、避難者が十分なスペースを確保できるようにすることが記載されております。具体的な対応としましては、パーティション等により一家族毎に区画分けをし、区画間の距離を2メートル以上空け、密集を避けるようにし対応します。それ以外に、親族や知人宅などへの分散型避難を推奨することとしており、現在のところ、避難所数を増やすことまでは、考えていません。

妊産婦等の特別配慮が必要な方については、避難所にいる方々が配慮したり支援することが大切であると考えております。ですが、議員おっしゃるとおり、場合によっては、別室を確保するなどの対応をしております。

(2)次に、段ボールベッドについては、特に配慮が必要な方が避難する福祉避難所に配備するように、本年度計画をしております。通常の避難者用には、アルミマットを 720 個備蓄しております。

また、大規模災害時の段ボールベッド及び段ボール間仕切りの物資支援については、新城市にありますセツカートン株式会社と提供をしていただくという協定を締結しております。

災害時の食事についてです。役場が備蓄している食料は、アルファ米が 5,250 食、保存パンが 2,500 食です。決して十分ではありませんので、これまでもお願いしてきましたが、各家庭では、1 週間分の食料の備えをしていただきたいと思いますと考えております。また、食事だけに限らず災害で困難な状況になったときは、自主防災会を中心とした地区の団結、協力で乗り切っていただけるような地域づくりもお願いしていきたいと思います。

飲食店との協定との提案がありました。大規模災害時に被災地の飲食店が稼働できるかどうか、そういったことも心配がありますが、対応可能であれば協力をお願いしていくつもりでおります。

(3)避難所での健康管理につきましては、したら・つぐ保健センター職員と新城保健所職員の協力で指導・アドバイスすることになります。そのほか、避難所にいる人が周りに体調を崩している人がいないかお互いに気を配ったり、声をかけるなど協力することが大切なことになります。避難者同士での協力も呼びかけてまいります。

(4)最後に、避難所運営マニュアルにつきましては、現在のところ愛知県が作っております「愛知県避難所運営マニュアル」を使用することになっております。なお、「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が7月に愛知県から示されておりますので、これらを参考に「設楽町避難所運営マニュアル」の作成を、これから進めていきたいと考えております。

以上です。

10 田中 まず先に避難所のことなのですが、総務課長、認識が少し甘いのではないかなというふうに思いました。台風 10 号を見ていただくと、市内の避難所ではとても収容しきれなくて、よその町村や、よその県をまたいで避難をするというような報道もされておりました。つまり、当初この避難計画が想定されていたのは大規模地震で、何百人という避難者がでるとことなのですが、豪雨災害によってもこの可能性がでてきました、したがってこの避難所問題については、もっと真剣に突っ込んで考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、想像するのですけれども、コロナがこのまま収束せずにまん延した場合、死者もたくさん出ますし、全世界、日本はもちろんですが、

失業者があふれて経済がガタガタになって、本当に自分たちの生活が維持できなくなってしまう、そういう最悪のシナリオだって考えられるのです。ですから、今この時点で、真剣になってコロナ感染拡大防止をする、そのことについて取り組まなければいけないと思うんですね。ところが、日本共産党が分析調査した結果ですと、第1次感染の後に第2次感染の方が大きな山になったと。なぜかと、それは、第1次感染が収束したら、PCR検査を減らしちゃったと。もしあの時に、順調にPCR検査を拡大しておいたら、第2波の感染はこれほどにはならなかったというふうに結論づけているのですけれども。本当にPCR検査を拡大して、感染を食い止めるということは、我々の生活、経済、すべてに渡って、本当に大切なことになっておると思うのです。

そこで、町長に、総理大臣に、お尋ねをするのですけれども、今、コロナ対策、国がやっていますけれども、地方の声とかいろいろな取組がリードしてきました。自治体の首長の意見表明が世論を作って政治を動かしていくということになるかと思うんです。従って、当町のPCR検査の抜本的な拡大、抜本的拡大すべきだということについての認識を意見表明していただくことが大事だと思いますので、その点をお尋ねします。

以上です。

町長 田中議員が御心配をされておみえになりますように、私も、PCR検査の充実をはかってもらい、そういったものの裏付けとして、町民の人たちがコロナウィルスの感染症にかかっていかない、またそうしたことが、安心してこれからも継続していけるような社会情勢、町内につくっていかねばいけないと強く思っております。そのための手段として、今、町民課長、また避難所の確保についても総務課長が申し上げたとおりであります。

そして、裏付けとしては、それにまつわる財源を確保したうえで、安心な対応を図ろうと進めていきますし、このことは何ら消極的になるつもりはありません。しかし、現状として、いつ治まるのか、こうした危機的状況がいつも不安としてついてまわっている、そんな社会状況のなかでありますので、町としても、本当に町民の人たちが安心して暮らせるように、感染拡大防止に向けて、その手腕等を考慮しながら、町民の皆さん方にもお知らせをし、拡散防止に努めていきたいと思っております。

幸いといってどうかわかりませんが、愛知県下の中で、感染者が発症していないのは、私どもと隣の東栄町さん、この2町に限ってきました。しかし、こうした状況は、今までなかったからうちはかからないんだ、発生しないんだという保証はありませんし、決してそんなことは安易に考えるつもりはありませんけれども、町民一人一人の皆さん方の、そうした感染防止に向けての意識、そうしたものを向上できるように、町としても皆さんに協力を求めながら、先ほども申しあげたように、町としてできる最大の努力をしながら努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

10 田中 ただ今町長の答弁は、PCR検査の抜本的拡大について直接言及はいただけませんでした。私の言っていることを理解していただいて、PCR検査を本当に増やせということ。これを国や県に要求していただけるものだと、要求していると理解して私の質問を終わります。

以上です。

議長 これですべて、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは10時45分までとします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番原田直幸君の質問を許します。

2 原田 少し遅くはなりましたが、皆さんおはようございます。2番原田直幸です。通告に従い質問をさせていただきます。

私の記憶では9月議会での一般質問だけという日は初めてだと思います。時間はありますけれども、簡潔に行いたいと思いますのでよろしくお願いをします。また、町の職員の皆さんには、連日のコロナ対策で大変お疲れだと思います。ご苦労さまです。感謝致します。

それでは、質問に入りたいと思います。私の質問は、「汚水処理の現状と今後の方針について」であります。

横山町長の公約の中で、国道等の改良を含めた、設楽ダム水源地域整備事業(水特事業)や、設楽ダム水源地域振興事業(基金事業)の推進は最重要事項であります。その中で特に、田口地区の公共下水道の整備については、最も力を入れた事業であり、その成果として、田口浄化センターの建設、各家庭への公共枡の設置や管路の配管など、工事が着々と進められています。

また、先の8月全員協議会で説明が行われました、下水道事業の加入分担金や、使用料に関する条例案が今9月議会に提出されるなど、ソフト面においても令和3年4月の一部供用開始に向けて体制が整いつつあります。

一方で、先に農業集落排水事業で整備が進められた津具・名倉地区では、施設の老朽化に伴う排水ポンプ施設や処理場の機能強化の工事が進められています。

他方、汚水の集合処理区域、田口・名倉・津具地区以外では、合併処理浄化槽の設置が進められており、今年度からは宅内の配管や単独浄化槽の撤去費用についても補助金が上乗せされるなど、手厚い施策となっています。

こうした状況の中、一つの節目であります、田口地区の下水道事業の供用開始が始まる今、改めて汚水処理に対する現状と今後の整備の方針について町の意向を確認したいと思っております。

1つ目として、先に、津具・名倉地区で進められた「農業集落排水事業の状況について」であります。

先ほども述べたように、津具・名倉地区においては、今年度から施設の老朽化に伴う排水ポンプ施設や処理場の機能強化が進められていますが、現在の加入戸数や、加入率はどの程度になっていますか。

集合処理区域内においても、対費用効果等の関係で配管が行われず、合併処理浄化槽を設置して、町が管理している戸数があると思いますけども、それは何件あり、その費用は年間どの程度になっていますか。

機械等の再整備を行うのを良い機会に、未加入世帯に対する加入促進も同時に行うべきだと思いますが、どのような方策を講じていますか。

2つ目として、「田口地区公共下水道事業の状況について」であります。

設楽ダム水源地域整備計画(水特事業)では、田口地区だけではなく清崎、田内地区も併せての公共下水道整備計画だったものが、実施する段階で、2地区が外れた経緯があります。地元への説明はどのような内容がなされ、どういう理由で整備地区から外れることを納得されたのかをお聞きします。

一方で、整備が進められている田口地区の加入見込み世帯や加入率はどの程度になっているかをお伺いしたいと思います。

また、全員協議会で説明のあった宅内排水設備補助金についてですが、加入促進のための施策としては大変良いことだと思うわけですが、先輩議員から指摘があったように、他地区では下水道整備時にこのような補助金を出していない状況では、公平性を欠くこととなり、芳しくないと思います。リーマンショック時のように住宅改修費補助として全町的に広げるつもりはないかをお聞きします。

3つ目として、「合併処理浄化槽の状況について」であります。

田口・名倉・津具地区以外の地区の合併処理浄化槽を設置している世帯数の把握はできているでしょうか。農業集落排水や公共下水道の使用料と合併処理浄化槽の清掃料等との年間維持管理費は、それ程相違はないというふうに説明を受けてきた気がしていますけれども、現在においてもその状況は変わりないでしょうか。

合併処理浄化槽の耐用年数は何年になりますか。また、更新時における補助はどのような対応になるかをお聞きしたいと思います。

最後に、「今後の整備方針について」お聞きします。

田口地区を含めて、集合処理区域では、加入促進策として供用開始時から3年間、公共枘から集合枘までの工事費を全額補助するという時限を区切った制度を設けております。先ほどの農業集落排水事業のところで、加入促進策を聞いているわけですが、その理由として、下水道事業は河川の浄化などの地域の環境整備に大きな役割を果たしているのと、また、未加入世帯の理由として、家の改修に多くの費用がかかることや、改修しても高齢世帯だけで、今後住む予定が

ないなどとなっていますけれども、移住定住を積極的に推進する観点からも、下水道への加入をしていないような家には、なかなか住んでもらえないような状況にあると思われます。2つの理由から加入促進をもっと積極的に行う必要を感じていますけれども、町としてどのような考えなのかを伺います。例えば、公共枡から集合枡までの工事費の補助について、時限を区切らずに続けていくような施策を考えていくことはできないでしょうか。

田口・名倉・津具地区以外の汚水処理について、設楽町生活排水処理構想では合併処理浄化槽による整備を行う、と記載されていますが、その方針に違いはないでしょうか。

私は、集合処理ができない地域では、市町村設置型の合併処理が一番良いと思っていますけれども、担当課に話を聞きますと、各地区の全世帯が同意しない限り事業採択にはならないという話ですが、町として市町村設置型の合併処理浄化槽の整備を進める意思はありませんか。

農業集落排水事業は、令和元年度の決算で、職員給与を除いても60,000千円近い維持管理費を一般会計から繰出ししています。また、公共下水道事業でも1億円相当の維持管理費を一般会計から繰出しすることで賄うことを想定しています。そうした中、合併処理浄化槽による処理しかできない区域では、河川までの配管が必要となる、また集合処理の世帯より多くの費用が必要となる可能性が高いと思われますし、汲み出しや、法定点検など、維持管理費は当然世帯主が持ち出しすることになります。更新に対する補助がないような状況では、集合処理区域と合併処理区域では地域間格差がかなりでてくるように思われますけれども、町としての見解はいかがですか。

格差をなくすためには、合併処理浄化槽の設置を行う、行った世帯には、集合処理区域の浄化槽設置世帯と同様に負担金や使用料を徴収して、町が管理するような方法をとれないか、と思いますけれどもいかがでしょうか。

町が合併処理浄化槽を管理することが可能なら、特に問題はないと思いますけれども、可能でないとするならば、町として合併処理浄化槽しかできない区域に対して、今までどおりの補助を進めていくのか、もう少し違う方法で汚水処理を進めていくのか、どういう考えなのかをお聞きして1回目の質問としたいと思います。

生活課長 今、原田議員から御質問がありました、全部で15点になるかと思いますが、それにつきまして順を追って御説明させていただきたいと思います。

まず、1番目の「農業集落排水事業の状況について」ということで、その中のア、として名倉・津具地区の現在の加入率等ですけれども、津具地区は計画処理戸数589戸に対して定住処理個数486戸、82.5%、名倉地区は計画処理戸数448戸に対して定住処理個数373戸、83.3%。合計で計画処理戸数が1,037戸の、定住処理個数が859戸、率として82.8%となっております。

続きまして、イの農業集落排水で配管が行われず、合併処理浄化槽で町が管

理している戸数は何件あり、その費用はどのくらいかかっているかという御質問です。農業集落排水区域内で、町の管理している浄化槽は、津具地区で29戸、名倉地区2戸、合計で31戸の合併浄化槽を町で管理しております。その費用は昨年度で178万8,100円となっており、その内容は、点検、清掃、検査、修繕費などとなっております。

続きまして、ウの集合処理未加入世帯に対する加入促進策を講じているか、という御質問です。名倉・津具両地区とも、供用開始後3年間は、加入促進のため、公共枅の設置と公共枅から集合枅までの工事費用を町で負担してまいりましたが、現在新規加入する場合には、公共枅の設置までを町で行っているという状況でございます。

続きまして、2番の「田口地区公共下水道事業の状況について」ということです。

その、まずアです。当初、田口地区だけでなく、清崎田内地区も公共下水道の整備計画であったが、どのような理由で外れたか、またそれをどのように地元で説明したか、という御質問かと思えます。当初、町では、清崎田内地区を含めた区域で公共下水道費を計画しており、それに沿って地区説明をしてまいりましたが、平成23年6月に設楽ダム直下流域地域対策協議会より、議会ならびに町に、「設楽ダム建設に関わる要望」が出され、その中で清崎・田内地区は合併浄化槽を主体とした整備が要望事項として入っております。また、そのときに要望書をもってみえた委員長さんに、直下流皆さんの総意であるかも口頭ではありますが聞いております。このようなことから、町では、両区民が下水道の計画から外れることを承知しているものと理解し、地元への直接的な説明は行いませんでしたが、その要望を受けて、平成25年度に全県域汚水処理構想を変更する際には、計画の閲覧および、パブリックコメントを実施しております。

続きまして、イ、の整備が進められている田口地区の加入見込みという御質問ですけれども、平成27年度に公共枅の設置意向について地区内の563世帯に調査を行い、452世帯から回答をいただきました。そのうち83%にあたる314世帯が公共枅の設置を希望し、17%の方が接続は難しい、または迷っているとのことでしたが、現在、公共枅の設置位置の確認のため各戸をまわっていますが、ほとんどの方が公共枅を設置していただける状況となっております。町では公共枅の設置希望者全てが加入していただけるように事業を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、ウの、宅内排水設備補助金について、加入促進のための施策としては良いことだと思うが、リーマンショック時のような住宅費補助として広げるつもりはないかという御質問です。今回提案させていただいている補助は、下水道を普及させ環境整備を推進するため、加入促進に必要となる宅内配管等についての補助をさせていただくもので、リーマンショック時に地域経済の活性化を目的として実施したような住宅改修費補助については、町内全域を対象として定住

施策や住宅施策で考えていくべきものと考えております。

続きまして、3番目の「合併処理浄化槽の状況について」でございます。

まず、アの、田口・名倉・津具地区以外の地区の合併処理浄化槽を設置している世帯数の把握はできているのか、という御質問です。

浄化槽の設置届け、ならびに台帳管理は愛知県で行っていて、町では詳細は把握していません。また、愛知県においても台帳の精査を現在行っているということで、正確な数字はでていませんが、現時点での台帳から、田口・名倉・津具地区以外の浄化槽を抜粋いたしますと、合併浄化槽が248基、単独浄化槽が247基、台帳上登録されております。なお、汲み取りの件数については把握していません。

続きまして、イの、農業集落排水や公共下水道の使用料と合併処理浄化槽の清掃料等との年間維持管理費において、それ程相違はないと説明を受けてきたが、現状においても変わりはないか、という御質問です。

下水道と農業集落排水の使用料については、先の全員協議会で説明させていただいたように、おおむね同程度であると思っております。また、下水道と合併浄化槽の維持費の比較については、5人家族で合併浄化槽が7人槽、水道の使用料が月30立方メートルの、実際のお宅のかかった費用について調査、比較を行っております。この方が現在合併浄化槽の維持費用として支払っているものは、点検・清掃・検査・電気代などで、月平均5,322円と聞いております。この方が下水道に加入した場合の使用料は月5,280円となり、おおむね同程度となっております。しかし、浄化槽の維持費の中には、修繕費や更新にかかる費用が入っていませんので、長い目でみると、浄化槽のほうが個人の負担は大きくなると思っております。

続きまして、ウの、合併処理浄化槽の耐用年数は何年か。また、更新時における補助はどのような対応になるのか、についてです。

合併浄化槽の対応年数については、はっきりと決まったものはありませんが、環境省から示されている生活排水処理施設整備計画策定マニュアルでは30年以上の耐久力があるとされております。更新時の補助につきましては、「設楽町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」では、新規、更新の分けはしていませんが、過去に補助金が交付されたことがある者には交付しないこととなっておりますので、実質的には更新の補助は難しいものと考えております。しかし、今後古くなった浄化槽の更新が増えてくると思いますので、そのような方の負担が少なくなるように、更新の補助制度を今後検討していきたいと思っております。

続きまして、4番目の「今後の整備方針について」です。

田口地区を含めてすべての集合処理区域において、加入促進策として3年間の公共枡から集合枡までの工事費を全額補助するという時限を区切った制度を設けている。今後の地域の環境整備や移住定住を推進する観点から下水道への加入をもっと積極的に促進する必要性を感じているが、町として、どのように考えているのか、という質問でございます。

公共枅から集合枅までの工事費補助については、名倉や津具地区の農業集落排水事業で供用開始時に行った加入促進事業との整合性を考慮して、今回の田口地区も3年間の期限を設けております。今回の田口地区の加入促進策として全協で説明させていただきました補助メニューに加えまして、既設の浄化槽の撤去等に係る費用についても9万円の補助を追加させていただきたいと考えております。この補助では、既設浄化槽の撤去のみならず、浄化槽を庭の水撒き等に利用するための雨水タンクに改修する費用についても対象にしたいと考えております。また、合併浄化槽を設置する地区におきましても、先ほど議員からもありましたが、宅内配管への10万円と、既設単独浄化槽等の撤去への9万円の補助を今年度より実施しております。このような施策で、町といたしましても下水道を含めた汚水処理の推進を積極的にしてまいりたいと思っております。

続きまして、イの、田口・名倉・津具地区以外の汚水処理について、設楽町生活排水処理構想では合併処理浄化槽による整備を行うと記載されているが、その方針に違いはないかという御質問です。

集合処理ができない地区については、合併処理浄化槽での処理を進めていきたいと思っております。

続きまして、ウの、集合処理ができない地域では、市町村設置型の合併処理が一番良いと思っていると。担当者に聞くと事業採択にはなかなか難しいということですが、という御質問ですが。

私も市町村設置型が理想型であるとは思っておりますが、この事業を国庫補助事業で行うための主な事業要件として、まず1つ目に、工事着手までに当該工事に係る住民から文書での承諾を得ていること。2つ目に、事業実施区域内の全戸に個別の合併浄化槽を設置すること。3つ目に、毎年20戸以上の合併浄化槽を整備すること。4つ目に、本事業により整備された合併浄化槽については1年以内に使用を開始すること。などがあり、町内の合併浄化槽の設置実績が毎年10基程度であることも考えると、毎年20戸以上の整備は非常に難しいと考えております。全戸に設置と接続の義務が生じることは、下水道や農業集落排水も接続義務よりも厳しいものとなりますので、国庫補助を入れた市町村設置型の実施は非常に難しいものと考えております。なお、この事業を実施する地区があれば、先ほどお話ししましたように、全戸の同意取得が必要となりますので、区長さんにも御協力をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして、エの、農業集落排水事業では、令和元年度の決算で60,000千円近い維持管理費が一般会計から出されていると、公共下水道事業でも1億円相当の維持管理費が想定されている。そうした中で、合併処理浄化槽による処理しかできない区域では、浄化槽設置に対して集合処理世帯より多くの費用が必要となる可能性が高いし、汲み出し、法定点検など維持管理費は、当然世帯主が持ち出しすることになる。また、更新に対する補助が付かないような状況では、地域間格差がかなりでてくるように思えるが、という御質問です。

先ほど、説明させていただいたように、個人が支出する使用料や維持管理費は、どの処理方式でも同程度となっているものと思っております。その点では地域間格差はないものと考えていますが、一般会計から下水特会や農集排特会へ維持管理費の一部が繰り出されていることを地域間格差と言うのであれば、そうなのかもしれません。更新の補助については、先ほど説明させていただきましたように、新たに補助制度を検討していきたいと考えております。

続きまして、オの、格差をなくするためには、合併処理浄化槽の設置を行う、行った世帯には、集合処理区域の浄化槽設置世帯と同様に負担金や使用料を徴収して、町が管理するような方法はとれないか、という御質問です。

個人で設置しました合併浄化槽は、個人の所有の財産となりますので、その個人所有の合併浄化槽の使用料を町が徴収することは、そのままでは難しいものと考えております。しかし、個人の財産である浄化槽を町に寄付していただければ、町での管理も可能となってくるものと考えております。ただし、個人で設置した浄化槽に国の補助が入っていた場合には、寄付について国との個別の協議が必要となってくるかと思えます。

最後の、カの、質問です。上記の質問の対応が可能ならば特に問題はないが、可能ではないとするならば、町として合併処理浄化槽しか設置できない区域に対して、今までどおりの補助で進めていくのか、もう少し違う方法で汚水処理を進めていくのか、どのような考えか、という御質問です。

先ほどの質問の対応が可能かどうかと問われれば、可能かと思えます。しかし、説明させていただいたように、それには多くのハードルが考えられますので、町で管理するのが良いのか、現在の個人が設置して個人が管理するという方式への補助の充実を行うのが良いのかを含めて今後検討をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、地域間の格差がいかに少なくなるかを重点とした検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

2 原田 今、回答をいただきました。私がこの質問をさせていただいた意図を説明をさせていただきたいと思えます。私、田口地区の下水道が供給される段階から、集合処理ができない地域については、町が市町村設置型の合併処理を実施していくものだと、勝手に理解していたところがあります。その内容について、先の3月の予算特別委員会で久保田生活課長から、それは無理だよ、困難であり、そういう方向では整備されていかないというふうに答弁をされました。集合処理が適当でないと思われる、人家が点在している地域は町としてどのような方針で汚水処理を進めていくのか確認をしたかったというのが1点あります。

それからもう一つ、役場職員時代に田口財産区の担当を長くやらさせていただきました。田口地区在住の世帯における、公共下水道加入分担金への助成案も作らせていただきました。この助成は事業促進のための公共事業への操出という名目で今進めておられると思えますけれど、実際には個人への補助という色合いが強いものになっております。田口財産区の構成としまして、下水道整備区域以外

には、清崎・小塩・荒尾・和市・小松の一部・長江・松戸の各戸が残っていますけれども、その人たちとの不公平感がでてしまわないようにという思いがありましたので、質問をさせていただきました。

田口財産区からの補助は、どこの財産区からでもそうですけれども、区の集会所の改修とか、今はやっていませんけれども、消防団の県大会への出場の補助とか、各団体への補助が原則であり、合併処理浄化槽の設置に対する個人への通常の補助金の他に、田口財産区から補助金を個人へ上乘せすることは、違法だという可能性が高いというふうに理解していますので、その辺のことも含めて、今回の質問をさせていただいたわけであります。

答弁をいただいた中で、再質問をしたいと思います。せっかく農業集落排水事業の再整備を行っているわけですので、今かなり高い率で加入が入っています。あと20%弱の部分が未加入というお話ですけれども、せっかくの機会ですので、100%近い加入率にすることが、私は、環境整備とか、移住定住の点からも必要じゃないかと思うわけですけれども、そういう点で、もう一度、公共枡から集合枡までの補助を設けたり、田口地区で進めている下水道に対する住宅改修費補助、宅内排水整備、それも、名倉や津具地区に広めてもいいのではないかと思うわけですけれども、その点についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

生活課長 名倉・津具地区の農業集落排水の未加入の皆さんに対しての補助につきましては、今ほかの地区で、今後考えます、合併浄化槽の補助ですとか、下水の処理とか、その辺もあわせて、どのような形でどのようなバランスをとっていったいいか、その辺の補助も含めて検討してまいりたいと思っております。

2原田 ということは、これ4月からそういうことで実施するわけですけれども、そのへんのことは今年度中に検討していただけるということで理解をすればよろしいでしょうか。

生活課長 全ての事業の整合性を取るために、今年度中には方針を決めて皆さんにお示ししたいと思っております。

2原田 それでは、その点についてはよろしくお聞きしたいと思っております。

次に、合併処理浄化槽の制度についてであります。実際私の家等については、人家が点在しているということで、集合処理が良くないことは、私自身も費用対効果の点について理解をしてるわけですけれども、そういう点を含めると、例えば私たちがやってほしいと言ったときには、町がそういう理由でやらないよ、と言うことだと理解します。それならそれでいいと思うのですが、そうした場合、町として、もう少し優遇策があってもいいのではないかと思うのですが、今の段階だとそれは考えていないという状況だと。今聞くと合併処理浄化槽と単独処理浄化槽がまだ半々くらいまだ残っているということですので、積極的に合併処理浄化槽への転換を図る必要があると思うのですが、1年10基程度じゃなくて、その中でいうと20年のようかかかるわけですので、もっと積極的にやる必要があると思うのですが、そのへんについてのお考えをお聞き

したいと思います。

生活課長 合併処理浄化槽の補助につきましても、現在は国・県の補助が5人槽で44万4,000円でしたっけ。それで残りは個人という形ですけど、その辺の個人の持ち出しの負担についてもどのようにするのが他の地域との公平性がとれるか、その辺も含めて新しい補助金交付要綱の中で考えていきたいと思っております。

2原田 検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、もう1点、さっきも少し言ひましたが、補助の上乗せの部分で、田口財産区からの上乗せについて、個人への補助、先ほどの議会のときに分担金についてもそのような答弁の形をされたと思ひますけど、個人への補助というのは、違法性がかなりあると理解して思ひますので、一緒にその辺のことも検討していただけるようお願ひしたいと思ひますのですけれどいかがですか。

生活課長 議員の言われるように、財産区から個人への直接補助はだめということを私も聞いて思ひますので、その辺はどのようにできるか、また財産区のほうとも相談をしたいと思ひます。

2原田 これで一般質問を終わらせていただきますけれども、先ほど言ひたような実現に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。本来町長に聞くのも変かもしれないですけれども、最後に町長に決意を聞きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

町長 原田議員から御質問をいただいたように、町内の汚水処理、農業集落排水施設もそうですし、今回の田口の公共下水道施設もそう、そしてそれ以外のところの合併処理浄化槽、そうした施設を充実化させていくということが、これからの設楽町民の汚水処理に関わる平等性というか、みんな町民同じような負担というか、平等性を維持する、またそういう形を作り上げるためにも、今いろいろ御質問いただいたこと、それは基本として町が責任を持って町民の皆さん方にお知らせをし、またこれからの方針としてこれを進めていく必要があると思ひます。今申し上げるように、どうした形のどういった処理方法についても不公平とならないように、施設をきちんと整備し、そして、全町民がそうしたことでの平等性を持った施設運営が進んでいけるように努めてまいります。このことは町長としてもお約束申し上げたいと思ひます。

以上です。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 次に1番七原剛君の質問を許します。

1七原 1番七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。私からの質問は1件です。なお、今回の質問は、議会初日に配布していただきました、「設楽町業務継続計画」をいただく前に作成したものですので、質問の中には「見ればわかるだろう」というものも含まれますが御容赦ください。

それでは、質問させていただきます。

令和元年の9月議会の一般質問において、私は設楽町の業務継続計画、いわゆるBCPについて、当時の進捗状況、策定作業の完了予定時期等について質問をさせていただきました。当時の答弁は、「策定作業を進めている最中であり、年度内のなるべく早い時期の完了を目指している。策定後は演習、訓練等も行うようにしたい。」というものでした。

また、令和元年度決算成果報告書によれば、令和2年3月に策定されたことが確認されますが、町のホームページを閲覧させていただいても、このBCPについて確認することができません。そこで次の質問をします。

①策定された業務継続計画（BCP）の内容はどのようなものでしょうか。

②新城市をはじめ他の自治体ではBCPを公開していることが多いが、なぜ設楽町は公開しないのでしょうか。

③現在、新型コロナウイルス感染症に対応したBCPを策定、公開している自治体も出てきていますが、設楽町ではその予定はあるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

総務課長 総務課から業務継続計画（BCP計画）の策定状況についての質問にお答えさせていただきます。

① 設楽町業務継続計画は、大規模災害においても町民の生命、身体及び財産を守り、町民生活への影響を最小限に抑えるため、適切な初動対応と業務継続性の確保を目的として定めております。

特に、当町では最も甚大な被害として危惧されているのが「南海トラフ地震」であります。想定最大震度は5強から6強と言われておりまして、家屋全壊90棟、死者10人—最大の被害ですけれども、の被害想定がされております。

有事の際には、役場は直ちに災害対策本部を立ち上げまして、人命救助を最優先に対応することになります。そのような状況下において、通常業務を行うことは大変困難になります。計画では、このような状況の下において、優先的に実施すべき業務—非常時優先業務と言いますけれども、を特定するとともに、業務の執行体制を定めております。具体的に申し上げますと、大きく6項目を計画の中では定めることになっております。

まず1つ目は、首長が不在の場合でありますけれども、職務の代行は、副町長、教育長、総務課長の順で職務を代行していきます。

2つ目、本庁舎がなんらかの理由で使用できないときのことを定める事になっておりますが、計画の中では津具総合支所を代替庁舎にしております。

3番目は、電気、水、食料の確保について。

それから4番目が多様な通信手段ということでありまして、こちらもそれぞれ対応し、確保していくという記載をさせていただいております。

5番目は、行政データのバックアップに関してですけれども、こちらも安全性を確保してバックアップを行うという記載になっております。

最後に6番目で、先ほどの非常時の優先業務について一覧表で整理をしております。

以上の内容であります。

②番目で、計画の公開について、でありますけれども、これはどちらかと言いますと役場内部の行動指針であるため、今までは公開はしておりませんでした。で、住民の皆さんの防災についての関心も高まっておりますので、今後公開していきたいと思っております。

最後に③新型コロナウイルス感染症に対応した防災対応というのは、新たな課題として検討しなければならない事項になります。設楽町防災計画の修正などと合わせて、BCPの見直しも必要であると考えておりますので、今後検討してまいります。

以上です。

1 七原 今説明していただきました内容、それと配布いただきました「設楽町業務継続計画」この内容についていくつか、再質問という形で質問させていただきます。

これ、何度も拝読させていただきました。思ったことは、他の市町の非常に分厚いBCPと比べて大変わかりやすいな、というのが第一印象でした。非常にポイントを抑えてあって、国から示された業務継続計画作成ガイドという書式に沿った形で、きちんと策定されているなあというふうに思います。

その中で今のお話からの確認なんですけれども、1つは、まず見ていて思ったのは、3ページのところに、3. 2非常時の優先業務というところの参考で、「町民生活への影響度を分析した際の5つの視点」ということで、法定処理の期間・期日の遵守、町民の生命・身体の確保、個人の権利・資産の保護、事業者の保護、その他の保護・維持と書かれております。課長さんや担当者の方には確認させていただきましたが、これは愛知県の担当者とかとの協議の上で、総務課の中でこの問題についてもんでいる中で、こういう視点が必要じゃないかと思ってきました、ということ。特段こういった書式があるわけではないということでしたので、こういった分析をされて、こういうふうに記載されているというのは、大変素晴らしいことだなと思いました。

それで質問させていただきます。1つは12ページのところで、今後の検討事項ということで、県や民間の主な施設のリストを作成するということになっていきます。昨年もこのことを質問させていただいたときに参考にしました、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」によりますと、庁舎以外に、体育館とか公民館とか、そういった施設のこともしっかりと、使えそうなものについてはリストアップしておいて下さいね、というような表現になっております。リストを作成するということになっておりますが、災害というのはいつ来るかわかりません。いつまでに作成する予定でしょうか。

総務課長 今、いつまでという議論は、まだ総務課の中ではまとまっていません。が、必要なことについては早急に詰めていきたいと思っております。

以上です。

1 七原 承知しました。実はこのほかにも、15 ページのほうですね、初動対応の定期的な訓練と計画の改善というところでも、防災教育や訓練を定期的に実施し、という表現とかですね、6-2、定期的な点検・是正の実施というところ、2行目のあたりから、防災訓練や被災経験などをとおして、定期的に計画を点検・是正し、というような表現があるのですが、例えば、防災教育や訓練を定期的にというのは、これは年に1回行うのか、2年に1回行うのかという、具体的な計画が書かれていないというのが気になりました。また防災訓練や被災訓練などを通して定期的に計画を点検・是正し、とありますけれども、これも具体的に、訓練のあといつまでにやるのかという表現がないのですね。例えば、防災訓練実施後30日以内に見直しを実施して町長に報告するとかですね、そういうような具体性を持たせていただけたほうがいいと思います。

なんでこんなことを言うのかというと、こういった教育訓練とか、作成ガイドなんかもそうですが、最後のほうにはPDCAサイクルをまわして下さいね、という表現になっています。どこかにはISOの精神が宿っているのかなあと理解しておりますので。そうすると、ISOの審査なんかで、私が会社勤めのころに言われたのは、具体的にいつまでにだれが何をやるのかということだけはきちんと記載しなさいと。これだと、いつやるのかもわからないし、だれがやるのかもわからないし、どうするのかもわからないと、計画のうちに入らないよと、厳しいことをよくISOの審査員の人から言われましたので、参考までにこういうことを書いた方がいいんじゃないかなということで、代表例としてリストをいつまでに作成するのかと聞かせていただきました。是非、私の話も参考にさせていただいて、もう少し具体的な日にちを入れていただければと思います。

それから②番目の質問については、今後公開予定です、ということですので、何も言うことはないかなとも思うのですが。どうして公開しないのですか、と質問させていただいた理由は、作成ガイドのほうにも書かれているのですが、一部読まさせていただきますね、業務継続計画策定の効果ということで、具体的にはということで、「この計画を作成することで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる」これが具体的な効果だよ、というふうに言われております。で、公開するということは、設楽町としてはこういうふうに災害が発生しても、役場は機能不全にならずにちゃんと機能できますよ、という意思表示というか、住民にも安心感を与える。私が見た限り、この計画の中でも、まだこういう課題はあるんですが今後検討していきます、ということまでちゃんと書いてありますので、いろんな計画には賛否両論どっちみち出てくるんですけれども、私はちょっと安心だな、という感想を持ってくれる町民のほうが多いなと思いましたので、公開したほうがいいと思いました。公開予定だということですので、楽しみにしております。

最後に、新型コロナ関連のことなのですが、インターネットで検索する

と、大分の別府市とか、あきる野市とか、その辺のものがグーグル検索では、他にも何例か出てきます。

あとは、新型コロナ関連で対応と書いてあるのは別府市なんですけれども、ほかのところを見ると、新型インフルエンザ等という表現ですね、この前国会で、2年以内ということで、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等の特措法に含まれますよ、ということに確かなったと思いますが、その新型インフルエンザ等ということでは、これもインターネットを見たんですけれども、厚生労働省から平成27年に新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン、業務継続計画の作成例ということで、これは市町村ではないです、高齢者入所施設とか、育児所、救護施設、あるいは児童養護施設なんかのための資料というのが発表されております。実際ガイドラインというのが70ページ以上ありますので、私も表紙と背表紙しか印刷しませんけれども、こういう資料が発表されておまして、一部の施設では、こういう計画を練られていると。おそらくそれに対応したものとして、行政のほうも、新型インフルエンザ等に対応したものを作らなきゃまずいよね、というようなことで一緒に作っていると思うんですね。

この新型コロナ肺炎だけではなくて、新型インフルエンザ等特措法に基づいて、こういう業務継続計画というものを、おそらく設楽町内の施設なんかでもたてるところが、もうあるかもしれないですけれども、私もそこまで把握していませんけれども。これを含んでということで、これから勉強ということもあるでしょうが、年度内とか、こういったものについては早急に策定する必要があると思いますが、その辺の認識は、総務課長、もう一度お伺いしたいです。

総務課長 議員から御指摘いただきまして、定期的な見直し、それから、タイミングみたいな話。それは状況に応じて進めていきたいと思っております。とりあえず、というのは変ですけれども、まずは計画を、今までなかったものを形として作成させていただきました。まだまだ不備な点があるかと思っております。これからブラッシュアップしながら、中身を必要なことを盛り込みながら、また予想外のコロナというような状況も入ってきておりますので、それに見合ったような内容に、防災計画を含めてもろもろと調整をとりながら、前向きに調整をしてまいりたいと思っております。

以上です。

- 1 七原 前向きな御答弁をいただきました。私も今回一緒に設楽町地域強靱化計画というのも配布されたということで、整合性をとらなければならない計画が非常に多いというのは理解しているつもりです。細かい防災計画もありますし、設楽町のBCPの中にも、例えば職員の参集とかそういうところになると、それについては、設楽町災害対策要領初動マニュアルに基づき、とかそういうところで、きちんと、こっちに基づいて集まるんだよと書いてあるということは、これを変えらるとなると、初動マニュアルも変えなきゃならないとか、非常に整合性をとるのに苦労する、時間がかかるということはわかりますが、やはり、災害、あるいは

今回のような新型コロナウイルスを災害というかわからないのですけれども、こういう状況はいつ来るかわからないので、早急な対応をお願いしたいと思います。

では最後の質問、当初、総務省の資料で私が拝見したときには、31年度中に策定しますよ、という表現になっていたと思います。で、その後変更になって、今見ると令和元年に作成完了か何かそういう表現になっていたと思いますけれども。ということは、当初から作成がちょっと遅れたということですね。このBCP自体が、当初計画していた時点よりも1年は遅れているということになると思うんですけれども、この計画自体は、防災計画と同じというか、その中に行政が機能不全にならないためにということで非常に重要な行政的な問題だとか計画だとは思っておりますが、これが、1年も計画の策定が遅れた、ずれ込んだという理由はどのへんにあると思いますか。

総務課長 作成の手順というか、作成したときの様子を説明させていただきます。今回、BCPとあわせて、設楽町地域強靱化計画をあわせてお示しをさせていただきました。昨年度、郡内、計画の策定が進んでいませんで、県の指導といいますか、援助もあって、町村が集まって計画を策定するということで進めてまいりました。その中で、設楽町は3月ということで策定までこぎつけたという状況であります。近隣の東栄・豊根がこの9月あたりを目処に今動いているというような情報も私の手元には入っておりますけれども、そういったことで、若干遅れておりましたけれども郡の3町村で勉強会を開きながら、進めたというのが実状であります。で、令和元年度末に策定という状況であります。

1 七原 はい。今の北設の策定状況、東栄・豊根が9月頃策定完了というのは、私も今日教えていただいて初めて知りましたが、総務省の表によると、令和2年度中に策定作業完了というふうになっておりました。で、北設という表現でしたが、平成31年の段階で、愛知県内で確かBCPが策定されていないのは北設の3町村だけでした。その辺はその辺で、設楽町は策定されたので良しとするのですが。

最後町長に質問させていただきます。私が思ったのは、こいうった重要な作業がどうしても時間が遅れてしまったというのは、1つには職員の業務に対するインセンティブが欠けているのではないかなという気がしました。

私は、長く民間企業に勤めていましたので、仕事に対するモチベーションというか、何らかのインセンティブがあるから仕事を頑張るんですけれども、先日NHKか何かをみていましたら、公務員さん、官僚のインセンティブというのは人事なんだ、というような話をされている評論家の方もみえましたが。例えば、こいうった重要な計画、施策を完遂してもらったならば、納期はいついつまでだよ、こいう計画をたててくれと。完了したらおまえ課長だよとか、来年から一気に昇級させてやるこいうような、こいうインセンティブをもっと与えてあげれば、30代の課長さんとかも現れてもいいんじゃないかな、と私は思うんです。こいうのが組織のダイナミズムだこいうし、活性化させていくんじゃないかなこと思います。これは私が勝手に思っただけですが。私の知り合いの中堅ゼネコンの

方で、30代の頃には名古屋支店長だったと、今はそこのゼネコンの専務取締役で日本中のことをみていらっしゃる方がみえますけど、ああやっぱりそうやって若い頃からガンガンやっていたんだなというようなことを思うと、インセンティブというのはそれなりに有効なんじゃないかなというように思います。

それで、町長、今の私の話も含めてじゃないんですけれども、このBCP、業務継続計画が今後どのように継続・改善しているかということも含めて町長の方針をいただければと思います。

町長 今後もこの業務継続計画、BCPの計画に沿って、これを具体的に、また実務的に進めていけるように、そうすること。またそのためにも、こうした計画を作っているわけでありますので、これを重視しながら、これに沿って、職員としてみんなも意識を高める中で進めていく、そういうふうにしていきたいと思っております。

1 七原 ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

議長 これで七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時58分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番加藤弘文君の質問を許します。

3 加藤 3番加藤弘文です。議長のお許しを頂きましたので、事前に通告いたしました通りに順に質問いたします。昼食後の厳しい時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

今年も各地で豪雨災害等による被害が発生しています。本日現在も、九州沖縄方面は、近年にない大型の台風に見舞われており、大きな災害が発生しています。また、本町も7月豪雨では、緊急の避難情報が発出され、人的被害は幸いにもありませんでしたが、各地で土砂災害などが発生しました。今後も、大型台風などの災害も予想されている中、本町の防災対策について改めて質したいと思います。

1 台風などの豪雨災害は、地震災害などと異なり予報技術の高まりにより、適切な情報提供による避難行動により人命を救えることが、いくつかの事例により明確になっています。しかし、本町の基本情報を発出している防災無線の戸別受信機が、経年劣化もあり受信の不具合を起こしている事例が多発している現状が見られます。町として、年間50台近くの受信機に不具合を生じている防災無線の受信状況について、どのように捉えているのか。また、どのような改善策を今後講じていくのかを質します。

2 現在、設楽町では、豪雨災害発生による避難勧告・避難指示発出時に、町内4か所の避難所を開設しています。津具地区・名倉地区・田口地区・清嶺地区

それぞれに1か所開設していますが、それぞれカバーするエリアが広く、安全で迅速な避難所を確保するためには、各地区の要望を聞き、設置数を増やしていく必要があるのではないのでしょうか。また、複数避難所の開設にあたって人的な要員確保については、役場職員だけでなく、日当支給を前提に行政区役員・地域消防団員・各区の防災委員などの協力も得てはどうかと考えますがどうでしょうか。

3 昨年度、消防費として行政防災無線デジタル化工事を約1億6千万円をかけて実施しましたが、7月の豪雨の際、どのように機能したのでしょうか。また、今後どのような配備・運用を考えているのでしょうか。お答えください。

4 先般の会議で、清崎の旧貯木場の買収と活用について説明がありましたが、その後の進捗はどのようになっているのでしょうか。防災基地としての活用が想定されていましたが、どのような具体的な計画が策定されているのでしょうか。お答えください。

5 7月豪雨災害について、小規模の土砂崩れが町内各地で発生しましたが、本格的な台風シーズンを前に、まだまだ復旧工事が追い付いていない箇所が多く見られます。現状はどうなっているのかを説明願います。いずれにしても、補正予算を組むなどして早急な対応をすべきと考えますが、どうでしょうか。

6 「町民の人命と財産を守るのは、行政の大きな責任・使命である。」これは、以前、私の設楽町の防災対策に対する質問への町長の答弁です。これは、本町の防災に関する基本理念であると思います。しかし、総務課等から発出された近年の防災啓発パンフレットやチラシの冒頭に「自分の身・命は自分で守るのが基本」と大きく掲載されているのを見かけます。防災は、自助・互助・共助・公助が相まって実現するものであると考えますが、防災を担う公助の柱である部署から「自分の身は自分で守りなさい」と呼びかけるのには、大きな違和感を感じます。ことが起こった時に、すぐに自己責任が取りざたされる昨今であり、本町の基本理念とは異なる行政の責任逃れの理屈ともとれます。そんなつもりではないとは思いますが、自分の命を自分で守るのは、人の本性に基づく基本原理で、他から言われなくても当然のことです。互いに助け合うことを呼びかけたり、今後、住民の安心と信頼のために、基本理念に立ち返って「町民の命と財産は、行政の責任で守り抜く」という強い覚悟とメッセージを改めて求めたいと考えますがどうでしょうか。

以上で一回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、総務課からお答えいたします。

最初に、1つ目の防災無線の戸別受信機の件と、3つ目でしたけれども防災行政無線のデジタル化の工事については、関連がありますのでまとめてお答えさせていただきます。

最初に防災行政無線の整備状況について説明いたします。防災行政無線は、同報系と移動系の2種類があり、同報系は、屋外に設置してある拡声器60局と各戸に配備している戸別受信機により構成しています。移動系は、消防団に配備し

ている車両、あるいは役場の公用車、それから現場で携帯で連絡を取る無線機、トータルで 103 台があります。いずれも、大鈴山に基幹となります中継局を設置をしまして、役場と屋外子局また戸別受信機、あるいは各無線機間で通信を行うシステムになっております。

通信の方式につきましては、国がデジタル化を進めておりまして、全国的に令和 4 年 11 月 30 日までにアナログ波からデジタルに切り替えることが必要となっております。同報系のシステムにつきましては、合併後、平成 19 年に旧町村間のシステムを統一するとともに、デジタル化を行いました。システムの入替えから既に 13 年経過しておりまして、機器の経年劣化による不具合が生じている部分があります。戸別受信機につきましては、このところ毎年約 50 台を購入し、故障したのから順次交換をしています。ただ、屋外にアンテナを追加することでこれが解消する場合がありますので、こういった対応も町負担で行っております。

今後講じていく改善策を説明させていただきます。同報系での音声の放送は、今までどおり継続していくつもりでおります。現在、音声に加えて、スマートフォンアプリなど携帯電話を利用した情報提供システムの構築を検討しております。現在のシステムと連動させまして、希望して登録された方のスマートフォンに、情報を文字データそれから音声データで送信するものです。万が一、屋外子局、または個別受信機等で音声放送を聞き漏らした場合でも、再度確認ができますし、緊急の場合には、強制的に通知音を鳴らして、連絡できる様な機能も持たせることが可能になります。

3 つ目の質問にありました、防災行政無線のデジタル化に関しお答えいたします。昨年度デジタル化した移動系のシステムは、先ほど説明させていただきましたが、役場と消防団、公用車の間で通信するシステムでありまして、国の方針に従って、アナログであったものをデジタル化したものであり、この間の 7 月豪雨の際に特別の機能を果たしたというものではありません。機能的には大きな変更は無いわけですが、安定した通信と電波の有効利用を目的に、デジタル波を使用する機器に変更したという内容になっております。

続きまして 2 番目にありました、避難所開設についてお答えをします。

台風・豪雨災害から身を守るためには、風雨が強くなる前に避難行動を始めることがとても重要となります。しかし、設楽町の避難所全 35 箇所すべてに事前に職員を配置して開設することは、職員が不足し、困難な状態であります。収容人数の大きな施設 4 箇所には職員が行って避難所を開設するようにしております。それ以外の避難所につきましては、清崎区や豊邦区では、自主防災会が自主的に避難所を開設しています。が、その他の地域の避難所の開設実績は今のところありません。

三河山間部は雨雲が発生しやすく、線状降雨帯の発生による豪雨に特に注意が必要ですので、自主防災会を中心とした避難所開設をこれからお願いした

いと考えており、今後はその方向で進めてまいります。物資の不足や困りごとなどがありましたら役場に相談をいただきたいと思います。

4つ目にありました、清崎の貯木場についてお答えをいたします。

清崎貯木場の買収目的は、災害時における清嶺地区を中心とした広域の防災拠点として整備するものであります。買収範囲は、愛知森林管理事務所の事務所建物のある土地の部分を除きまして、面積約1万8000平方メートルになります。土地利用計画は、大型ヘリコプターが利用できるヘリポートのスペース、緊急救命対応や物資の中継・分配機能のスペースを設け、その隣には防災備蓄倉庫の配置や支援部隊のベースキャンプ用のスペースも確保することで、スムーズな活動ができるように計画しています。また、災害発生した場合には、国道257号線の利用者の一時的な待機スペースとしての利用も想定しています。現在のところ、平場としての利用を考えていますので、平常時には、道の駅したらの臨時駐車場であるとか、イベント広場としての利用も可能になります。

現在、詳細な内容とスケジュールについて森林管理事務所との調整を進めております。買収までの流れとしては、森林管理事務所と調整が完了した後で12月議会に内容説明と補正予算を上程させていただきたいと思っております。年内に買収金額の見積合せを行い、国の予定価格以上の価格をもって売払価格が決定となる段取りになっております。その後、議会で財産取得の承認をいただいて売買契約締結、それから引き渡し・所有権移転登記までは、年度内の完了を目標に現在進めています。

建設課長 私からは、加藤議員のご質問の中の、5番目の質問についてお答えいたします。

町道では、7月の豪雨以降、延べ48路線で崩土、倒木、側溝詰まり、道路への土砂流出、路肩の損傷などがありました。延べ数ですので、同一路線で複数箇所連絡のあったものはその分カウントしておりますので、ご承知おきください。これらの路線につきまして、軽微なものは職員で対応したところもございますが、その他は業者対応とさせていただいており、うち47路線の復旧に要した費用は1,130万円ほどとなっております。この中には、今回の豪雨によるもののほか、その後の長雨によるものも含まれております。このほか、農道では、豊邦のムカイ線はじめ5か所で崩土・落石・倒木除去と土砂排除を行っております。また、林道では、境川線をはじめ6路線で、路面修繕や崩土除去等の必要が生じました。

本定例会の初日に重機借上料の補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、町道のうち、松戸の「榎尾裏谷線」ですが、松戸クリーンセンター奥で大規模な山腹崩壊がありましたので、現在、通行止めとさせていただいております。こちらにつきましては、規模が大きく多額の費用を要するため、復旧について色々検討を重ね、設楽ダム工事事務所と協議いたしましたところ、予定している立木伐採等に合わせて、なんとかそちらで対応できそうだということをお聞き

しました。ただ、それに関しまして、町から提出する書類ですとか必要な手続きなど、現在、設楽ダム工事事務所と協議を進めておりますが、崩落の規模が大きいことや伐採時期などの調整もあり、当分の間は、通行止め対応とさせていただく予定でございます。

また、田峯の「梨程線」は路肩の崩落があり、現在、大型土嚢により応急復旧をさせていただいておりますが、幅員も狭く、これから台風シーズンを迎えるにあたり危険なことから、安全確保のため通行止めとさせていただいております。本路線は、幅員も狭く、路肩法面の勾配も急で、かつ、かなりの高さがあり、復旧方法について検討が必要と考えておりますので、引き続き、課内で検討を進めてまいります。

町では、住民の皆さんの避難路や生活道の確保を図るため、可能な限り早期の復旧作業に努めてきたつもりでおりますが、一度に復旧作業ができないため、住民の皆さんに御不便、御迷惑をおかけいたしましたことは、誠に申し訳なく思っております。

ただ、ただいま申し上げました町道の通行止め箇所や、今後復旧作業を予定しています林道を除き、町が承知しております箇所は、ほとんど復旧作業が完了しているものと認識しております。

議員がおっしゃられる「台風シーズンを前にまだまだ復旧工事が追い付いていないところが多く見られる。補正予算を組むなどして早急な対応をすべき」とのことですが、これらについては、私たちの伺い知らないところがあるかもしれませんので、のちほど個別の箇所を教えていただければ、適切に対応させていただきたいと思っております。

建設課からは、以上でございます。

総務課長 最後に、町民の人命と財産を守るのは、行政の責任・使命であることには変わりはないと考えております。「自分の身は自分で守るのが基本」と呼びかけているのは、責任逃れのつもりはありません。行政は、防災情報の発信、避難の呼びかけを懸命に行いますけれども、最後に行動を起こすのは個人にかかっております。少しでも我がことと感じて防災行動を起こしてほしいとの願いから、このように周知をさせていただいております。

防災力の強化に、住民の皆さんの協力は欠かせません。これからも防災関係機関や住民のみなさんと連携して防災の取り組みを進めていきたいと考えております。以上です。

3 加藤 それでは、再質問を順番にさせていただこうと思っております。

まず、1 についてですが、もう既にスマートフォン等の利用についても検討が進んでいると言うことを聞いて安心をしました。

隣の東栄町では、ほかに先駆けて本年度4月から防災無線の戸別受信機を来年度廃止することを決定し、インターネットを利用して自動強制受信が可能なSアラートのアプリを約950万円をかけて導入し、屋外放送と合わせて、本年度より

防災時の緊急情報発信を行うこととしております。来年度には、もう個別受信機を全くない状態でできるように、既に準備を始めたと聞きました。また、平常時の行政のお知らせ・連絡ですが、これらは、北設情報ネットワークの12チャンネルを使って、テレビ画面で24時間常時発信しています。本町も早急にこうしたシステムへの移行を進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

総務課長 スマートフォンでの連絡体系、これは是非やっていくように今検討を進めております。で、個別受信機を廃止については、やはり音声放送も重要だと考えております。今のところ、残す方向で検討を進めております。

あと、東栄町の例で平常時の連絡放送はテレビで行っているということで、そういう情報も聞いてはおるのですけれども、設楽町でネックになるのが、というか、クリアしなければならないのは、皆さんが北設情報でテレビを受信されているのではないというところがあります。個別のアンテナで受信をされている方も中にはみえますので、その辺も考慮しながら取り組みたいと。取り組むというか、そういうことでテレビでの情報提供というのは難しいかなという現在の状況であります。

ということで、今の環境にプラスしてスマホでの情報提供ということで進めるように検討しております。以上です。

3 加藤 今の件ですが、テレビ受信の違いがあって、本町では北設情報ネットワークでテレビを見ていないという方がかなりいるということでしょうか。どのくらいの方がそうなのかな、ということで。是非、北設情報ネットワークに入っていたくのがいいのかなというふうにも思うわけですが。というのは、テレビで配信されていけば、24時間いつでもその情報を見ることができる、また、関係のない情報を無理やり聞かされることがない。結局、必要な情報を自分でそこから得てくる。例えば、子育て支援でサークルを開きますよ、なんていう、おじいさん、おばあさんにはほとんど関係のないことがいつも流れてくるわけですが、そうではなくて、関心のある方がそこから情報を拾っていくような形がとれるというのは、とても素晴らしいことではないのかなと思っています。テレビの受信状況が違うからということですが、東栄町も同じではないかと思うのですが、どのくらい、つかんでみえますでしょうか。

総務課長 詳しい情報、何件とかそういった数字は把握はできていませんけれども、聞くところによると、東栄町は以前から全ての方が協聴施設で入ってしまっていて、そこにつないだということで、ほとんど100%が北設情報でテレビをみていると。設楽町にあっては、まず名倉で言いますと、清水のエリアに個別受信の方みえます。また田口でも条件のいい場所では自宅で自前のアンテナで受信しているという状況はあります。で、町としてもなるべく北設情報に加入していただきたいということで、制度が始まった、施設ができあがった時点で最初、加入料をテレビについてはほとんどとらなかったくらいだったと思いますけれど、そういった、加入の促進策をしてまいりました。それでもなかなか、自分のところで受信がで

きる方は、必要性がないということで入っていない方がいるということで。ちょっと件数まではっきり言えませんが、そういう状況と確認しております。

3 加藤 先日インターネットの関係で調べたところ、テレビはほとんどの方が入って見えるというふうなお答えをいただいていたものですから、私承知をしていなかったのですが。一度調べて、12チャンネル使用というのが、すぐにできるシステムとして北設情報ネットワークが持っているということ、是非活用していただける方向で検討していただけたらと思います。

それから、Sアラートのアプリについてはもう既に検討を始めて下さっているという事ですが、できるだけ早く進めていただければと思います。

2についてですけれども、先ほど先輩議員から話もありましたが、コロナ対策として避難所の定員を半分にするというニュース報道がこの間流れているわけですが、形式的に各地区に1か所開けばということではなくて、地域の要望を反映させる努力を求めたいと思うのですが、ここには開いてほしいという声を拾うような努力をされる予定があるかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

総務課長 はい、そういう声があれば、臨機応変に対応してまいりたいと思います。ただ、先ほども説明をさせていただきましてけれども、すべての避難所を役所が運営というよりも、地域で自主防災会などで対応という事もお願いしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 加藤 先ほど、自主防災組織について御説明がありました。それぞれ、豊邦、それから清崎・田内ですかね、で独自に開いているとお聞きしたわけですが、実は清崎・田内の所へ行ってお話を聞いていると、避難所としては不十分な施設であるよ、という話もあったりして、ふさわしい場所になっているのかどうかという心配があることと、それからあそこは自主防災組織なので、役場職員が配備されればそれなりの手当てがつくが、そこに一晩とどまって避難を援護をした人については日当等の補償はありません。そこで何か少し工夫はできないものか。きちんと支給をして、きちんとみていただくという事を、地域との了解を得て行くという考えはないでしょうか。

総務課長 今のところ、自主防災会については自主的に地元で運営をしていっていただきたいというふうに考えております。

3 加藤 そこで頑張ってみえる人たちのことを考えると、本当にそれでいいのかどうか、一度再考していただければなあという事を強く思います。

時間がないので、3についてお話をします。配備した行政防災無線は移動式であるということで、今回の7月豪雨でどのように役に立ったのかという質問をしたわけですが、役にたっているのだろうとは思いますが、どのように活用されたのかをもう少し詳しくお聞きしたいことと、それから、各避難所開設地に移動式の行政防災無線を配備して、きちんと情報を確保するというような配慮がなされたかどうかお聞きしたいと思います。

総務課長 7月の豪雨の際は、消防団が特に出動しているわけではなくて、避難所と

の連絡などは、役場の職員が開けに行ったときに庁用車についておりますので、そういったところで役場と連絡がとれるようになっております。移動系が一番活躍するのは火事現場で、消防団と役場ですとか、消防団どうして連絡を取り合う、そういったところ、それから役場の公用車にもついておりますので、どこか外から本庁に連絡したいときに使うと。そういった使用が主になっておりまして、7月の豪雨の際には、特別な使用方法はその場面では使っておりません。

3 加藤 多くのお金をかけて、せっかく作ったシステムなわけですが、こういう非常時に使用されないというのはいかがなものかなと思います。消防団の出動等についても、あわせて考える必要があると思うわけですが、防災無線として配備したものが大いに活用できるような形で今後考えていただけるとありがたいと思います。

4についてですが、清崎・田内地域、先ほどお話があったように避難所を自主的に開設をしております。今度新たに作られる防災基地について、それぞれもう既にヘリポートだとか備蓄倉庫だとか、予定を考えてみえるわけですが、清崎・田内地域の避難所を併設していく考えはないでしょうか。現在、自主的に清嶺小学校の体育館に避難しているわけですが、トイレや空調システム・テレビもないというところで、避難所としては不十分であります。防災無線も仮につけるような形でつけていると。やむを得ず使っているというような形になっています。併設するというのが無理ならば、地区から要望が出ているかと思うのですが、今度新たに作られる道の駅とか郷土館への非難が可能になるようなことを考えることはできないのでしょうか。お願いします。

総務課長 清崎の貯木場の位置づけですが、広域的な防災拠点ということで、本当に災害が発生したときに、例えば救助隊、外部のものが来てそこを使用するですとか、物資を運んで来たものをそこを拠点にして、という、そういう使い方もできるというイメージでおります。基本的には平場でおいておきたいということで考えております。

道の駅ですとか資料館の避難所は、というお話がありました。ただ、道の駅は販売目的にした展示物ですとか、いくらそういう災害の状況になっても、非難が必要な時期になった時に、地域だけではなくて、外、一般の方がそこにいる可能性があります。ですので、なかなかそこを避難所として占有というのも難しかろうというふうに考えております。

清嶺小学校の体育館の、トイレに行くときに雨が掛かるといようなお話も聞いておりますし、施設的に、ということも聞いておりますので、そのあたりの手当てをできるところを考えていきたいと思っております。以上です。

3 加藤 さまざまな困難はきっとあるんだろうなあということは思っているわけですが、緊急時の避難という切実な問題に対して、何とかしようという行政の努力はどうしても必要なことではないかなと思います。今の状態で自主防災で、自分たちで開いて、自分たちでやっているのだから、少々不自由があってもしょうが

ないというのは大きな間違いだというふうに思います。そうした点で、あの地区の人が避難するならば、どうしたらいいのかということ、地区とよくお話になって考えていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

5についてですが、優先順位を考えて一刻も早い復旧をお願いしたい、というのが本音のところですが、今現在やれていない箇所というのはどれくらい町内にはあるのか。身近なところではいくつか知っているわけですが、町内には何箇所くらい、やりたいのだけれど、やれていないという箇所があるのかをお聞きしたいと思います。

建設課長 先ほど、回答の中でお話をさせていただいたところですが、林道については6路線、境川線をはじめ、6路線ありまして、こちらについては一部修繕させていただいたところもありますが、ほとんどまだ手つかずの状態でありまして、この重機借上料の補正予算を定例会の初日のほうに計上させていただいておりますので、そちらが可決された時点で修繕のほうに入っていきたいと思っております。

また、町道のほうですけれども、先ほどお話ししましたように、松戸の「榎尾裏谷線」ですが、こちらは大規模な崩壊がありましたので、予算が多額になるということですので、ダム工事事務所さんとお話をさせていただいたところ、そちらで対応していただけるということですので、そこ今調整中という格好になっております。

もう1箇所は田峯の「梨程線」という所なのですが、こちらは現在、大型土嚢で復旧作業をさせていただいております。通れるのですが、これから台風シーズンもあるということで、大変危険なところであるということもあわせて、安全確保のため通行止めさせていただいております。こちらについては、まだ復旧方法が決まっておきませんので、今現在検討中ということになります。以上です。

3 加藤 大変難しい工事もあるようですが、是非早急をお願いをしたいと思います。

6についてですが、私も自分の身は自分で守りなさいよ、というつもりで書かれていないのは承知をしているつもりではあります。ただ互助の啓発はとても大切だなあと。お互いに助け合うという啓発はとても大切だと思います。そこで、自分の身を自分で守りきれない、要するに避難時の要援護者の名簿について以前質問をいたしました。その後、防災計画の中でどのように行うようになっているのかを、再度説明していただければ、と思います。

総務課長 要援護者の名簿につきましては、区の方に名簿を渡してありまして、まず、自助、互助のところで、自主防災会ですとか、そういったところでも協力していただいで、進めていただければと思います。またそこで、不具合、必要な物資等ありましたら、役場のほうに連絡いただければ、すぐに対応するようにさせていただきます。以上です。

3 加藤 実質、以前とあまり変わりはないような感じがするわけですが、とても大事

な、人命に関わるところの対策ですので、一步一步前へ進めていただくように、実際の場面でどんなふうに活用できるのかということを確認にしていいただければと思います。

続いて、6についてなのですが、宮城県の南三陸町防災庁舎後に行かれた方がこの中にも何人かおみえになるのではないかと考えています。私も4年ほど前に訪れたときに、遠藤未希さんという方のお話を伺いました。24歳の女性で、三陸町の役場職員でした。10メートルを超える津波の中、住民に避難を呼びかけ、最後までマイクを握り、そして殉職をされたという方です。私は命をかけてまでということを行っているつもりは毛頭ありません。しかし、そうした住民の命や安全を守るために、最大限の努力と知恵を出していくということが、防災に関わっては、とても大事なことだろう、これは先ほどの紹介した町長の答弁でも同じであります。予算がない、人がいないと言っている場合ではない。要は、いかに住民の命を守るかということに真剣に向き合わない、大きな災害に対して、私たちが準備できることができずにその日を迎えてしまうということがあり得るのだということを思います。その辺の覚悟と、今、私が質問したことについて、町長さんのほうでまとめて答弁いただければと思いますが、お願いします。

町長 時間がまいりましたけれども、私から答弁をさせていただきます。防災対策にむけて、いろいろ御心配をいただき、それなりの対応等についての現状等を御質問をされたわけです。

そうした中で、いろいろ現実的なお話をしてもらっているのですが、1つ、清嶺地区の避難所の対応等について、我々も地元の清崎の区長さん、また田内の区長さんからもいろいろ現状をお聞きさせていただいて、不備な点、そして改善も見える部分があるなら町としてもなんとか考えてほしい、という要請があるということも承知しております。その中で、今現状で、あの地区で、多くの人たちが比較的大勢の人たちが1箇所に集まって避難していただける場所という、やはり清嶺小学校の体育館以外、ほかに探そうと思ってもないわけですね。ですから、今までも、清嶺小学校の体育館で避難をしたもらっているわけですが、言われているように、風雨が激しいときに外に出ると、雨風が凌げないところでトイレに行かなければならないとか、機材としてテレビがないから情報がつかめない、そういったものに対応してくれということですので。私は、今までテレビがみられなかったのかと、そういう事があったということであれば、それは申し訳なかったのですが、体育館の中にそういったものを現実的に設置すること、そういったことは、やぶさかでないというふうに思います。そして風雨が凌げるように、通路の所に雨風を凌げるような手立てができれば、まずはそういったことも考えていく。そして避難時には、できるだけ、今みなさんが不都合に思われる事を、話し合いの中で対応ができるようにしていきたいと思っております。

そして、防災組織だけに委ねる、そんな考えは毛頭持っておりません。逆に清崎の人たち・田内の人たちというのが、比較的自主防災意欲が強い、そのために

自分たちで決められ、自分たちで避難をされてみえる、そういったことに率先して対応していただいているということで、大変ありがたいというふうに思っております。そういうことと合わせて、互助、公助ということで、当然、町としても地元の人たちと一緒にあって避難対応を図っていく、それは当然のことだと思っております。

そして6番目で言われております、今も南三陸の役場の職員の方の事例も公表していただきましたけれども、私も承知はしておりますが、自分の身は自分で守りなさいと呼びかけるのは違和感を感じる、私はそういう思いを感じるものが違和感を感じます。それはいわば、防災に対する行政の役割と考え方というのは、いかなる災害発生時に対しても、行政として、町民の人命と財産を守るというのは行政の大きな責任・使命であることだと、これは基本的な理念であって、改めてそういうことを議論する前に、こんなことはあたりまえのことだと私は思っておりますし、これからも考え方が変わることはありません。それと同時に、行政の立場として住民の生命・財産を守るために大切な手段として、自分の身・命は自分で守ると、こういうことを普段から一人一人に認識づけをすることは必要なことであると。そして災害に対処する心構えを準備するためにも、この意識を持っていただくことは、防災上重要なことだと思っております。行政は、災害発生時に、備えて避難を促すことへの判断ですとか、また、的確な情報伝達、そして避難所での様々な状況に対する対応を図ること、またこれらを的確に行うために必要となる資材調達ですとか、人材確保、こうしたものを体制を整えることは重要だと、こんなことは当然だと思っております。しかし、こうした公の手助けが全ての人に、そのときそのときに十分に届くとは限らないわけです。こうしたことも考えの中に入れながら、先ほどから申しておりますように、行政として人命・財産を守るのは当然のことではありますが、もう一つ重要なのは、防災の基本として、一人一人が自分の生命は自分で守るんだという認識、こうしたことを強く持っていただく、そして、自分と、自分の家族を災害からしっかり守ること、こうしたことも基本理念として欠かすことはできません。決して、行政の責任逃れのためにこうした防災対策を述べているわけではありません。

従って、改めて確かめるまでもないわけですが、こうしたことを常に意識を高めていただくことが肝要だということでございます。これを踏まえて、災害に備えることが大事なことである、その上にたって、行政として地域の人たちと共に、こうして常に安全を確保する、そうしたことに努めることは至極当然のことだと考えております。以上です。

- 3 加藤 時間もきておりますので。行政が、住民の命や財産を守るのは当然のこと、力強い言葉をいただきました。しかし、私は自分の命を自分で守ることは至極当然なことだと思っております。そのことをあえて行政が強調して言っているということに違和感を感じているということでもあります。御検討願えればと思います。以上です。

議長 これでは、加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に11番高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 最後になりました。もうしばらく御辛抱ください。ただ今議長からお許しをいただきましたので、私は2点について質問をさせていただきます。両方の質問とも、6月に質問した内容の確認という意味でございます。よろしくお願いいたします。

1、「緊急事態宣言と新しい生活様式のあり方について」

6月議会でも取り上げたが、緊急事態宣言が発出されたからといって、何もかもストップをかけて家庭内に閉じ込めた—これは生徒のことでございます、このやり方は、大切な教育実践の機会を亡失させる結果となり義務教育の健全な育成が望めなくなる結果を招いたと考えられます。緊急時の対応の仕方をマニュアル化しておくべきと思う。以下の諸点について答弁を求めます。

(1)登校禁止、外出禁止が実施されて、生徒も家庭も現場の教師も困惑して深い閉塞感を感じ続けていたと断言できるが、上からの指示待ちの受け身で待ち続けるのではなくて、その中で今出来る最良の対応の仕方は何か考えられなかったのか、でございます。

(2)新しい生活様式なるものの姿が少しずつ見え出して来ていると思われるが、例えば登校の仕方、学年毎の時差登下校、校門での対応、密にならない座席配置、体温計測、宿題の割り振り、体力維持の為の密にならない運動の実施等どのような指導、工夫を実行されているのかこの際お示し願いたい。

(3)児童、生徒の登校禁止や外出自粛をひたすら押しつけるのではなくて、どうしたら新型コロナに感染しないで外出行動が可能となるのか英知を結集して良いモデルを作り出して行くべきと思うが、今後の対処法について明確なビジョンをお示し願いたい。

2、「警報発令と私達の生活行動の制限について」

(1)大雨警報が1週間にわたって連続して発令されたが、実際は24時間中1時間程度の降雨であったり、遥か九州や四国にある前線が今後北上し大雨が予想されるという理由で引き延ばし、発令され続けるのをそのまま鵜呑みにして警報を理由に登校禁止とするのはあまりにも無策すぎる対応と思われるがいかがか。

(2)名古屋市内の学校では、警報が複数でない限り休校にしないと伝え聞いている。当町でも津具地区や名倉地区のように、自力登下校できる校区では、以前は警報1つでは休校にならないとなっていたはずだが、広域統合をすると、スクールバスの運行に制限がかかり、やむを得ず休校にするという論理がまかり通るのは甚だ不都合に感ずるがいかがか。洪水警報や土砂災害警報とは重さがちがうものと考えられるがいかがか。

以上、とりあえず2点よろしくお願いいたします。

教育課長 それでは、教育委員会からお答えいたします。

1の(1)「その中で今出来る最良の対応」という御質問です。

町内の小中学校におきましては、3月2日から春休みを挟みまして5月24日までを臨時休業日といたしました。こうした初めての事態に対しまして、国・県の方針を踏まえつつ、県教委や各校と密に連携を取りながら、どういった対応が児童生徒の皆さんにとって適切でより効果的なのか、また教員の過度な負担に繋がらずに済むのか、試行錯誤しながら幾度も検討を重ねました。

対応策の基準としましたのは、文部科学省より発出されました「臨時休業の実施に関するガイドライン」です。6月議会での答弁でも説明させていただいておりますので詳細は省かせていただきますが、大きくは「家庭学習の適切な進め方」や「家庭訪問の際の指導の工夫やきめ細やかな対応」、また「教職員の勤務負担が過重にならないこと」「児童生徒の心のケア等」について示されております。

こうした指針を背景に、各校は児童生徒が対面する「登校日」という形ではなく「家庭訪問日」を週1回程度設け、担任等の教員が分担して各家庭を回り、学習用ペーパー等の教材を届け、また回収するとともに、児童生徒の皆さんの健康状態や生活状況などの確認・把握を丁寧に行いました。

このように、一定の指針をベースとして、現場として速やかかつ、もっとも実効性のある対応を、幾度も検討を重ねた上で行ってまいりました。これらは、少なくともその時点では「最良の対応」であったと認識しております。

(2)です。具体的な指導、工夫という御質問です。

学校が再開されて以降、社会全体での新しい考え方が学校生活においても実践されることとなりました。いわゆる3密回避のための各対応ということで、各校と日々情報共有しまして、現在でき得る限りの対応を行っているところであります。

一日の対応を時系列で羅列させていただきますけれども、

まず、登校時は、徒歩通学は個人が一定の距離をおいて列をなして歩くと。安全管理のため、従来のスクールガードの方々に加え、先生方が同行する場面も増えました。バス通学では、一列に並ばないように座るよう指導しています。路線によっては複数のバスを同時に走らせる措置も行いました。また乗降の際には消毒液を使えるようセットもしているということで。これは下校時にも同様であります。

学校に着きます。そうすると、校舎に入る前に健康状態や体温チェック、それから家で測ってきた体温のチェックカードの確認も含まれますが、を行います。ほとんどの家庭が体温を測っているそうですが、自宅で検温をされていない場合はここで改めて測るということです。なお、学校の玄関口には来客の方々用の、各教室には先生方それから児童生徒用の消毒液をそれぞれ置いております。ちなみに、来客対応はできるだけ中に入っていたか、極力玄関先で行っていただくようようにしておられるということです。授業の中においては、できるだけそれぞれの距離・間隔をとって座るよう配置されております。授業の中で音楽や

パソコン等、共用物品はその都度消毒を徹底しております。

給食では対面にならないよう配置し、私語も慎むようにしております。

体育の授業では2人1組のストレッチを控えたり、接触の少ない競技を選ぶなどしております。

毎日終業後には先生方全員で校内各所の消毒作業を行っております。

カリキュラム数の消化がなかなか厳しい状況ではありますが、それを宿題に安易に転嫁しないよう心掛けているということでございます。このほか常日頃の3密回避や衛生管理を常々心掛けております。

羅列させていただきましたが、こうした一連の取り組みに加えまして、臨時給付金等を財源とする補正予算をお認めいただきまして、扇風機、空気清浄器、パーテーション、保冷用資材—クーラーボックスだとか、冷感タオルだとか、保冷剤などですね、その他衛生用品などを確保し、今夏の猛暑に対応してきております。

(3) です。町のビジョンという御質問に対してです。

愛知県独自の緊急事態宣言は2週間前に解除にはなりましたが、まだまだ予断を許さない状況であることには変わりありません。議員の言われます「感染せずに外出行動が可能となるよう、良いモデルを作り出す」ということに向けて国・各自治体が取り組んでいるところです。

本町では、現時点では校内に感染者は確認されず、「命を守る」という大命題は遵守することができております。今後も児童生徒の皆さんが安心安全に学習に集中できる環境を整えていくために現在の各種取り組みを高い次元で継続していく、というのが本町の現時点における「明確なビジョン」であります。こうした基本的なビジョンをもって様々な状況に対処していきたいと思っております。

次に2、警報発令の関係です。

(1)についてです。近年の気象状況は、高度な気象観測機能をもってしても予測できないような突発的な発生であったり、事前予測を大きく上回る規模であったりと、私たちがこれまで経験則の中で作り上げてきたイメージとは大きくかけ離れたものとなっております。7月上旬の連日に及ぶ大雨警報の継続に直面し、あらためて昨今の気象予報の難しさを実感するとともに、近年の全国各所での記録的な大雨や被災状況を鑑みると、十分な予測と余裕を持った準備対応が不可欠であると認識しております。

大雨警報が発表される基準とはどういうものか、あらためてここで確認させていただきました。愛知県の気象情報は名古屋气象台が発表しております。大雨警報が発表されるのは、气象台の設定した警報の土壌雨量指数基準—土の中に含まれる水分量の基準ですが、を2時間から6時間後に超えると予想した場合ということです。土壌雨量指数とは、これまでに降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを指数化したものでありますけれども、7月上旬のように雨が降ったりやんだりの状態が長く続きますと、土壌中の水分量が基準値をなかな

か下回らずに何日も警報が解除されなかったと。そういう経緯でございます。

つまり、大雨の影響は目に見えないところにも及んでおり、それがいつ脅威として表に現れるのかどうか、十分な警戒が不可欠だということです。

当方としましては、気象庁から精緻な気象予測のもとに発表される警報についてその意味や背景を理解するとともに、児童生徒の安心安全のためにあらゆる可能性を考慮して対応しなければなりません。そのための貴重な判断基準にしているということでもあります。

警報下の不安定な状況の中では児童生徒の登下校を強いることはできません。また、強行した際に万が一不幸な事態が発生すれば、取り返しのつかないこととなります。早朝からの各校や保護者、給食食材業者、スクールバス業者等との密な連絡調整も伴うこととなりますので、担当部署として相応の責任を持って判断しているところであります。常にアンテナを張り巡らせ情報収集しまして、その中でできる最良の対応を行っていることをご理解いただければ、と思います。

(2)についてです。

本町はじめ北設3町村の小中学校では、大雨警報の発表に基づき、自宅待機や休校の措置を取ることとしております。

例えば名古屋市や隣の新城市ではその基準は暴風警報・暴風雪警報となっておりますが、本町の場合は土砂災害の影響を大きく受けやすい通学ルートが多く、大雨警報単体のレベルであっても登下校時の危険性を十分考慮する必要があるためであります。

言うまでもありませんが、バスは国県道が雨量規制による通行止めとなれば当然運行できなくなります。学びの環境を公平に与えることは公教育の原点であり、学習の効率化のためにその機会に差をつけることは適切でない。そうした理由で、登校できない状況があるならば基本的には休校という判断となります。

なお、これにより町内7小中学校全てが一律に休校しなければならないという訳ではなく、例えば名倉小学校や津具小学校・中学校のようにバス通学ではない校区もありますので、校長の判断に基づき、町は一部の学校について平常通り開くことを認めることも可能です。しかし現実的には、国県道の雨量規制が出されるレベルの降水量であれば徒歩通学の危険性も大幅に高まることが予想されることから、その実行には極めて慎重になるべきです。

過去の運用の経緯はともかく、留意すべきは、昨今では風雨の発生がゲリラ的だったり、災害級の規模だったり、気象庁も予測を付けがたい状況が発生する可能性が決して少なくないということです。いつ大雨警報に加えて土砂災害警戒情報が出されるか分からないような状況を、私たちは短い間に幾度も経験しております。こうした状況や当町の地理地形を考慮すれば、徒歩通学・バス通学に関係なく児童生徒の皆さんの安心安全のために英断する必要があることをご承知いただきたいと思います。

以上です。

11 高森 ただ今課長からいろいろいただきました。

これだけたくさん、あの、いきなり来た休校、外出禁止に近い状態から多くのことを教育委員会、教育関係の方が学んで実践してきた。その結果こうして現在設楽町ではコロナの発生が散見できない、そういう素晴らしい実績になっております。やはり人間というのは、未曾有の時代に対しては真剣になって自分を守るためにいろんなことを考え創出する。その結果こうして現在の教育環境の、ある程度の間違いないような方向性が示されたと考えております。そういう意味では設楽町は非常に素晴らしいと私も感じております。もちろん先生方も、朝から晩までの家庭環境を守るための努力もあったと思いますが。

それで、2番目のほうで、警報が連続したときなのですが、私は必ずそういうときは画面のデータを調べます。そうすると、設楽町は赤字で大雨警報が出てきますが、1時間ごとの降雨予想は1mmか2mmです。10mm・20mmではなく、ずらっと1mm・2mmが果てしなく。しかも、さっき述べましたけれども、九州からずらっと扇状降雨帯が、その中に1つだけぼつんと赤いのがあって、そこがあるばかりに、だらだらと警報が続く。そういうようなことが随分ありました。だから、これに関しては、距離とかいろんなことを考えて、今言われたように、ある程度校長先生の裁量ということも非常に有効な手段じゃないかと思うのですが。今回たまたま、今朝ほど九州から来ている大きな台風の雨の中に突発的なゲリラ豪雨がありました。前回だったら確実に警報が出ていましたが、今回は地元の校長の判断で保護者が送り迎えするという条件で登校しました。これはやはり、3か月、4か月のいろんな事態を経験して、しっかりと学んだ成果だと思えますよ。それに関して一言コメントいかがですか。校長の今日の対応に関して。

教育課長 状況については先ほど説明させていただいたとおりですが、校長先生の本心というか、私どももこういう対応をとらなければいけないのですが、カリキュラムがかなり押してきているという中でクリアしていかなければいけないという思いは私ども以上に学校の現場、校長先生方にはあるということで、そういうところで、こういう、まずは安心安全のためにと判断をするというのは忸怩たる思いがあると。そういう中での苦渋の決断であるというふうに認識されておりますが、そういう中での判断を尊重させていただきたいと思えます。

11 高森 実は警報関係は、2000年を境に大きく変化しております。私たちがずっと学んできたのは平成19年までの3段階、3系統、8種類の警報発令方法なんですね。たまたま今朝、中日新聞に出ています、警報の変化が。私もどういふ質問しようかと思ったときに目に入ったので見たのですが、注意報、警報な感じと、それから系統があって、今回は注意報、それから警報が3つ入っています。今までの大雨警報、次が4に相当する土砂災害警戒情報、それから5番目が大雨特別警報、だから警報の中身が3分されて、私たちが普通に考える大雨というのは40分程度のゲリラ的な降雨が普通に該当するというふうに、これでわかったのです。ですから、山間地、この地域は東濃と遠州が混じり合った不思議な気候の変動の

所なので、ビシビシと新城以北だといっても全然違うところが出てきますので判断が難しいと思いますが、この新しい警報の区分に関しては課長御存じでしたか。一言お願いします。

教育課長 はい。警報が常に考え方のベースになるので、勉強しているつもりです。

11 高森 ありがとうございます。警報でも日進月歩しています。私たちはやはり、警報が変わったということは、世の中のいろいろなものが急に変わりだしたという、そういうことを示していますので、これに対応した生活をしていかなければならない。

それで今一番心配しているのは、1で言ったように、コロナが完全に封じ込めできたと思っている、けれど、実は私たちは深い蟻地獄の底に生活していて周りからコロナが落ちてこないだけでないかという不安があります。その辺に関して、もしこれが11月とか12月に、インフルエンザコロナとかそういう合体したものが来たとしたら、私たちはもう消えるしかない事態が来ますが、ほとんど亡くなっている方は施設で亡くなっている方が多いのです。もちろん、病院に行って重症化する人もいますが。設楽町の年寄りさんは皆さんは朝から晩まで畑に行って、鍛えている方が多い。そうすると高齢者でもかくしゃくしている方が多いです。その中で、これから冬に対して、町長どのような生き方をお考えでしょうか。コロナ、インフルエンザをどんなふうに乗っかっていけるかと。ただ防ぐだけじゃなくて。どんなふうな、解決ではなくて、これから向かっていくには、どんなふうには私たちは生活様式を確立していかなければならないかを一言よろしいでしょうか。

町長 高森議員が私に御質問していただいたのは、これからコロナの継続とあわせてインフルエンザもまん延する、そういう可能性があり、おおきな心配がある事態になりつつあるから、町長はこれに対応してどういうふうを考えるかという事ですか。

これは、私は特効薬があって、通常の、日常の生活の中で安心が保たれるという状況が作り上げられる、それが一番最大の安心につながるのかなと思います。それには、例えばコロナ対策で言えば、それに係るワクチンですとか、そういった今開発してもらっておる薬が1日でも早く国民みんなに行き渡る、そんな状況が出来上がること、そしてインフルエンザの対応についても、従来のように我々としてもいろいろな対策を講じながら、インフルエンザにかからないような対策を今まで進めてきております。そういったこともあわせて、我々行政としても、やることができる範囲で、あることを重視して、その充実化を図っていく、そういったことが必要だと思いますが、今の段階ではそういった特効薬になるような、コロナウィルス感染に関係するところのワクチンの開発が早期に完成することを願う、また期待するところであります。

以上です。

11 高森 すみません、急に振っちゃって。ありがとうございます。

やはり、町長が真剣に考えてみえる。幸いワクチンが今どんどん開発されているので、ある時期なってどんと入ってくる可能性があります。それまで、この地域でこの地域を守っていかなければならない。そういう私たちの生活があります。その生活をこれから安全安心なそれを目指して、私たちもこれから、議員を含めて町関係者が、町民の人たちが迷うことなく、私たちを信頼してくれる、そういうような施策をやっていく必要があると感じております。いろいろと脱線もしましたけれども、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これが高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後2時19分